

《論  
説》

吾妻光俊の戦後労働法学——ある近代主義者の肖像——

石井保雄

- 一 はじめに——本稿の課題——
- 二 吾妻光俊における戦後労働法学の門出
- 1 吾妻光俊の初期労働法学
- 2 吾妻(労働)法学方法論の提示
- 三 吾妻労働法学＝労働力のコントロール論の展開
- 1 労働力のコントロール論とその批判
- 2 労働力のコントロール論の基礎
- 四 労働法学の概念と体系の構築
- 1 労働法学における諸概念
- 2 吾妻「労働法学体系」の構築
- 五 吾妻労働法学の成熟と展開
- 1 「市民法と労働法との協業と分業」把握の提示

- 2 「法社会史的」研究から「法社会学」研究への興味転移  
3 比較法的研究への関心・再認
- 六 吾妻労働法学の評価と陥穽
- 1 吾妻理論に対する評価
- 2 吾妻理論の戦後労働法学への積極的貢献
- 3 吾妻理論の陥穽——労働法学から労働契約の排除
- 七 むすび

—はじめに——本稿の課題——

本稿は「労働力のコントロール」というユニークな視点にたつて戦後、労働法学の体系化を推し進めた吾妻光俊（一九〇三～一九七三）の労働法理論を考察・検討しようとするものである。このような課題については周知のように、すでに片岡昇（一九二五）により、『現代労働法の理論』（日本評論社・一九六七）として結実した「作品」のなかでなされている。<sup>(1)</sup>また吾妻の戦前からの足跡を踏まえて、その労働法学史上の意義を論評するという作業は、吾妻の弟子である蓼沼謙一（一九二三）<sup>(2)</sup>が何度もか行なっている。本稿では、これら先学の業績に対し、屋下屋を架すの類のものとなることを懼れつつも、吾妻の生誕百年そして没後三十周年をすでに過ぎた今日、これらも参考としながら筆者なりに、そのはたした役割と意味を考えてみたいと思う。

さて片岡は先に引用した著書の中で吾妻が戦後日本の労働法学の形成に際して、はたした功績について、冒頭

つぎのように述べている（七頁）。

吾妻「教授は、「労働法学」という一引用者」この全く未開拓ともいえる学問分野に大胆に足をふみ入れ、しかも既存の法観念・法理論の枠にとらわれることなく、労働問題の社会的・歴史的性格を直視しながら、あらたな労働法上の諸概念の形成とその体系的理論化に専念された。この意味において、教授こそ、戦後労働法学の開拓者というふさわしい地位にたつ人といえよう」。

一九三一年九月、奉天（瀋陽）郊外・柳条湖での満鉄線爆破に端を発した満州事変（柳条湖事件）からアジア・太平洋戦争へと展開・拡大した、約一五年の長きに及んだ戦争について、日本は一九四五年八月にボツダム宣言を受諾し、敗戦を迎えた。その後さほどの時間をおかずして、わが国の戦後労働法学は、その歩みを開始した。その年の一二月には、早くも（旧）労働組合法が制定され、すでに戦前から労働法ないし経済法学者として活躍していた者たちを中心に、その意義が論じられ、具体的な法解釈の有り様が示された。それは戦後G H Qによる戦後改革の一環としての労働政策が推進されるなか、労働法への社会的関心が高まっていたことを反映したものであった。たとえば戦前からわが国労働法学を指導し、戦後（旧）労働組合法、労働関係調整法そして労働基準法の立法作業において主導的な役割をはたした末弘巖太郎（一八八八～一九五一）は上記二つの法律に関する、小さな注釈書（『労働組合法解説』〔日本評論社・一九四六〕および『労働関係調整法解説』〔同・一九四七〕）を刊行するとともに、後年「洛陽の紙価を高からしめた」と評される<sup>(3)</sup>、いわゆる労働三法に関する啓蒙的概説書である『労働法のはなし』（一洋社・一九四八）を著わした。一九三四（大正一二）年に東京商科大学で「労働法」の講座を開設し、末弘と並んで、わが国における労働法学の創始者とされる孫田秀春（一八八六～一九七六）も早くも敗戦の翌年には『労働法の基礎理念と基本権』という講演録（文庫サイズ・本文一一四頁）を刊行した（東洋経済新報社・ただし

内容的には、戦前來の主張をまとめたものであった)。また戦前すでに『日本労働法の形成と發展』(有斐閣・一九四二)と『労働法の主要問題』(同・一九四三)という一冊の大著を含む多くの業績を表していた菊池勇夫(一八九八～一九七五)は、同じく講演録を基礎にし、「戦後の新労働立法を体系的にとりあつか」った『新憲法と労働立法』(西日本新聞社)という小著(一〇七頁)を一九四七年中に刊行している。戦前のドイツ法理の紹介をはじめ、戦中は厚生法や労働統制法に取り組んだ後藤清(一九〇二～一九九一)も同じ年の一月、成立したばかりの(旧)労組法の「学理的解説を目指した」『労働組合法の歴史と理論』(毎日新聞社・一九四七)を刊行し、その翌年には早くも、体系的概説書ともいべき『労働法』(真日本社・一九四八)等を公刊している。そして同年、戦前(統制)経済法について多く業績のあった峯村光郎(一九〇六～一九七八)によつて、やはり講演録を基にした「経済の民主化の一項目である労働者の解放をめざす民主主義の労働法」(三頁)に関する啓蒙書である『労働法講話』が刊行されている(医学出版部・一九四八)。さらに戦後本格的に労働法学の研究を開始した者たちによつても、多くの入門書や概説書が発表されていった。戦前、主に民法を専攻していく浅井清信(一九〇二～一九九二)の『労働法学』(評論社・一九四八)と山中康雄(一九〇八～一九九八)の『労働者権の確立』(春光社・一九四八)、そして戦前「信義則」を論じた林信雄『労働法入門・日本労働法の歴史と理論』(正統社・一九四八)もそれぞれ現われている。なお前二者は、いずれもマルクス主義に理論的基礎をおくものであった。さらに「戦後労働法学」の形成・発展に大きな足跡と影響を残していく沼田稻次郎(一九一四～一九九七)の『日本労働法論』上・中(日本科学社)が世に出たのも同じ年であった。

このように戦後間もなくにして、わが国では多くの労働法に関する啓蒙ないし入門書および概説書が公刊された。しかし労働法に関わる著書の相次ぐ刊行を前にしながら、吾妻は一九四七年における日本の労働法学を回顧

しながら「学問の若さと戦前から戦時にかけての研究が強い束縛の下にあつたため……後継者難がたたつて、本格的な研究は戦前のそれから一步も踏み出していない」<sup>(4)</sup>といふ批判的な感想を述べていた。このようなきびしい評価は、他の、戦後直後の労働法学について紹介・検討する論者たちによつて共有されるものでもあつた。それぞれ吾妻の言を引用しながら、異口同音に戦後労働法学は「まだ、戦前の、とくに一九三〇年代に現われた諸論考を超えるものが出現していないのではないか」と論評していた。<sup>(5)</sup>そのような学問的状況のなか、本格的な労働法学の構築の先鞭をつけたのが、本稿の主人公である吾妻光俊であつた。以下、その足跡を具体的に検証しながら、吾妻にとっての戦後労働法学とは何であったのかを検討していくことにしよう。

- (1) その初出は「法律時報」誌に「戦後労働法学の方法的検討」として連載されたものの第一、二回分(三八卷一号、三号)であった。なお片岡昇「戦後労働法学の再検討の意義」<sup>1</sup>労働法律旬報一四〇三号(一九九七)六頁は、同書のもととなつた論考執筆の動機を、渡辺洋三(一九二二)による労働法学批判に触発されたものであつたと述懐している。
- (2) 蓼沼の吾妻法学への論及は、「一橋大学学問の伝統と反省／民法と労働法」一橋論叢三四卷四号(一九五五)一二四一二二五頁、「吾妻光俊先生の人と学説」(以下「人と学説」として引用)同五七卷五号(一九六七)一頁以下、「吾妻光俊先生と労働法学」(以下「労働法学」として引用)法学セミナー一一号(一九七三)一〇八一一一頁および「一橋における労働法」(以下「一橋」として引用)一橋論叢九三卷四号(一九八五)六四頁以下でなされている。
- (3) 蓼沼謙「労働法」ジユリスト増刊『法学案内』[新訂版](一九七三)一六一頁。
- (4) 吾妻光俊「終戦における法学界・判例の回顧—私法学界」法律時報一九卷一三号(一九四七)二六頁。
- (5) たとえば、峯村光郎「学界展望／労働法」私法一號(一九四九)一二二一一三一頁および浅井清信「労働法学界」法律時報二〇卷二二号(一九四九)六七六一六八〇頁。なお有泉享「一九四八年労働法学界の回顧」法律タイムズ三卷二二三号(一九四九)四二一四七頁は、その冒頭、主に戦前の業績をまとめた吉川大二郎「労働協約法の研究」(有斐閣・一九四

八）と山中篤太郎『労働組合と社会政策』（経営評論社・同）の二冊の外見が「ま新しい」ものと感じさせるのに対し、戦後発表された論考を収め、本稿でもあとで言及する、吾妻にとって戦後最初の著作である『労働法の展開』（海口書店・一九四八）が「いかにも古めかしい装」であるとして、「わが労働法学界の現状が、まだまだこれらのいわば旧著から学ばねばならない多くのものを持つていい」とのべていた。ただし本の意匠を新旧いずれに思うかは主観的なものながら、源泉が三者の何をもつて新しい、あるいは古いと感じたか、現時点でこれら三冊の現物を見るかぎり、私には判定しがたい。

## 二 吾妻光俊における戦後・労働法学の門出

### 1 吾妻光俊の初期労働法学

本稿冒頭にのべたように、戦後わが国における労働法学のパイオニアとしての吾妻光俊およびその法理論については、先にのべたように片岡や蓼沼をはじめ、多くの論者によって言及されている。早くも敗戦の翌年である一九四六年から文字通り堰を切ったように、多くの論考を発表していく吾妻の労働法理論は、片岡によれば、つぎのような著作の展開のなかで形成・確立されていったとされる（前掲書七頁）。

「[吾妻]教授の労働法理論は、『労働法の展開』〔昭和二三〕〔引用者〕に収録された一連の準備的労作を経て、『労働法の基本問題』〔昭二三〕、『有斐閣全書・労働法』〔昭二五〕においてその基本的骨格を形成し終り、『労働協約』〔昭二四〕、『労働法』〔法政大学出版局、昭二八〕、『法律学演習講座・労働法』〔昭二九〕等の著作を通じてその具体的展開をとげた後、『現代法学全書・労働法』〔昭三一〕、『同統・労働法』〔昭三二〕において一応の完成を終えたものとみる」。

吾妻自身も、このような片岡の言をいわば裏書するように、一九五六年三月に刊行した『現代法学全書／労働法』の「序」において「私も、従来、解説書ないし入門書の類は、しばしば発表したのであるが、学問的な体系の下に、労働法の詳細な研究を発表することは、見送っていた。本書は、私としては、こうした意味での最初の試みともいるべきものである」と述べている。同書は確かに、戦後、労働法に関する多くの論考を発表してきた吾妻が、敗戦からほぼ一〇年を経過した時点において、わが国実定労働法に関する具体的な法解釈のあり様を体系的にまとめたものと理解することができよう。ただし同書にいたるまでのあいだ、吾妻には、民法分野をのぞいた労働法固有の領域で、論文や判例研究等をのぞく著書だけでも、すでに、つぎのような業績があつた（法令編書および監修書をのぞく）。

- 一九四八（昭和二三）年 『労働法の展開』（海口書店・七月）
- 一九四九（昭和二四）年 『労働法』（中央労働学園・一〇月）  
『労働法の基礎問題』（有斐閣・一二月）  
『労働協約』（経営評論社・九月）
- 一九五〇（昭和二五）年 『近代社会と労働法』（富士出版・一一月）  
『労働法入門（法学普及講座）』（勁草書房・四月）  
『労働法（有斐閣全書）』（有斐閣・四月）
- 一九五一（昭和二六）年 『判例労働法—労働協約』（雇用問題研究会・一〇月）  
『労働基準法〔コンメンタル〕』（日本評論社・七月）  
『判例労働法—労働争議』（雇用問題研究会・）

『労働協約』(山海堂・ )

\* 『労働法』一・二(法政大学通信教育部・ )

一九五二(昭和二七)年 『改正労働法詳解』(如水書房・ )

一九五三(昭和二八)年 『労働法入門』(勁草文庫)(勁草書房・一一月)

『労働法』(有斐閣全書)「改訂増補」(有斐閣・二月)

『労働法』(法政大学出版部・四月)

『公務員と労働法』(郵政省人事部能率課編)(通信教育振興会・ )

\* 『労働法1』(中央大学通信教育部・ )

一九五四(昭和二九)年 『労働協約』(石井照久と共編著)(勁草書房・四月)

『条解労働組合法』(弘文堂・七月)

『法律学演習講座 労働法』(青林書院・11月)

一九五五(昭和三〇)年 『労働基準法』(コンメンタール)(改訂版)(日本評論社・七月)

『条解労働関係調整法』(弘文堂・一〇月)

『現代法学全書 労働法』(青林書院・三月)

『解雇』(労働法選書)(勁草書房・五月)

『現代法学全書(続) 労働法』(青林書院・七月)

(傍線を付したのは、片岡・同前所が引用するものであり、\*「アステリスク」を書名の前につけたものは、

吾妻「著作目録」に記載されていないものを指し、刊行月が空白となっているのは現物を入手しえず、確認でき

なかつたものである)。

以上のような書籍リストをみると、吾妻が『労働法の展開』(海口書店・一九四八)から『現代法学全書／労働法』正・続(青林書院・一九五六)にいたるまでのあいだ、数多くの労働法に関する著書を刊行していたことがわかる。<sup>(2)</sup>すなわち片岡・前掲書七頁が引用しているのは、吾妻が八年程のあいだに公刊したもののがから、片岡自身が重要と考えて、選び出したものであった。<sup>(3)</sup>これら吾妻の著作の中には、改訂版を含む概説書や注釈書が多く含まれている。また労働協約を主題とするものが複数あるのも、特徴的である。これは後述するように吾妻にとって、労働協約が争議行為と並んで労働法学固有の対象として、市民法法理では理解・把握しえないと捉えていたことが刊行点数に反映されていると思われる。

これら驚異的な数の業績のなかで本稿は、まず一九四七年から五〇年までの四年ほどのあいだに矢継ぎ早に公刊された著書を中心、吾妻理論を考察・検討しようと思う。すなわち戦後間もない時期、労働法学について、もつとも活発な議論を展開した吾妻を評価するにあたり、私は、敗戦の翌年である一九四六(昭和二二)年初めから再開された著作活動を通じて発表された論考をまとめた『労働法の展開』から一九五〇(昭和二五)年に刊行された『労働法入門』と『有斐閣全書／労働法』までにおいて、吾妻にとって、その労働法学の体系化がすでにほぼ実現していたのではないかと考えるからである。そしてその中に位置するのは、『労働法の基本問題』であろう。同書については今日、「戦後の混乱期にして「戦後労働法学にとって、その一引用者」黎明期に登場した、吾妻法学の宣言の書である」と評されている。すなわち同書は、前著『労働法の展開』の刊行(七月)から、中央労働学園による『新労働文庫2・労働法』(一〇月)をはさんで、わずか五ヵ月後の一九四八年一一月に刊行されたものであつ

た。ときに吾妻はすでに四五歳、研究者としても充実した年齢にあつたといえるかもしれない。一般に「吾妻理論」とも称される「労働力コントロール理論」<sup>(5)</sup>という労働法理解の体系的展開が本格的になされたのは、本書においてであった。この本は第一「序説」／第二「体制」／第三「総括」という三部構成ながら、いささか簡明に過ぎる記述で、かつ注記も少なく、読者にとっては決して理解が容易な書物ではなかつた。それは、私にはあたかも箴言集のようすら思える。一方一九五〇年四月に公刊された二つの『労働法』のうち、『入門』の「序」の末尾で、吾妻は、つぎのように記していることに注目したい。<sup>(6)</sup>

「私は前に学術書としては『労働法の基本問題』を書き、また本書と前後して有斐閣全書の中に『労働法』を書いたが、本書が全くの初歩の人々のために、書かれたものであるのに対して、『労働法』は多少の予備知識をもつてゐる人々のために、また『労働法の基本問題』は更に専門的な研究者を相手にして書いている。従つて本書から『労働法』へ、更に『労働法の基本問題』へという順序で読者が、次第に労働法についての知識を深めてゆかれるこ<sup>(7)</sup>とを期待している」。

すなわち『労働法の基本問題』を読解しようとするとき、前二書がその先導者としての役割を勤めることを著者自ら示している。そこで『労働法入門』と『有斐閣全書／労働法』を参照しながら、『基本問題』を中心に、また同時期に刊行された、ほかの著書にも言及しながら、戦後直後の吾妻理論の原型形成がいかに実現していったのかを読み解くことにしたい。

まず『基本問題』の目次構成を、もう少し詳しくみてみよう。それは、つぎのような三つの部分からなる。

## 第一 序説

### 一 問題

二 展開（一）端緒／（二）起點

第二 体制

- 一 基本権（一）労働権—労働義務／（二）団結権・団体交渉権・争議権
- 二 団結（一）組合／（二）争議（1）同盟罷業（2）ピケット（3）怠業（4）ロック・アウト（5）ボイコット（6）生産管理／（三）協約（1）協約の主体（2）協約の内容と効力
- 三 経営（一）就業規則／（二）参加—経営協議会（1）経営協議会の構造（2）経営協議会の権限
- 四 保障（一）紹介（二）基準／（三）補償
- 五 介入（一）調停／（二）裁判

第三 総括

- 一 主体（一）労働者／（二）労働組合／（三）使用者
- 二 権利
- 三 行為
- 四 関係
- 五 体系

第一「序説」は、吾妻の方法論、とくにマルクス主義的な法理解への批判や戦後初期の吾妻に特徴的であった法社会学に対する峻拒的態度について言及されている部分である。第二「体制」は本書の中心的内容を含むもので、もつとも多くの紙幅があたえられている（三八—一九二頁）。吾妻は「労働問題の法律構造を社会的現実そのものとしてとらえ、それをその構造のさながらの形で複合的にあらわそうとする意図」（三九頁）と、そのようにすること

が「労働問題の複合的構造にふさわしい方法であらうという期待」(同)のもと、「体系」ではなく「体制」という言葉を用いたと説明している。<sup>(8)</sup>第三「総括」は、「体制」で提示した諸問題と概念形式や理論との関連を示そうとするとしている。一方『有斐閣全書／労働法』(一九五〇)の目次構成は、つぎのようになっている(「款」以下は省略)。

第一編 序論

第一章 労働法の沿革

第一節 初期の労働法／第二節 労働法の発展(その一)——大正時代——／第三節 労働法の発展(その二)——昭和の初期から日華事変まで——

第二章 労働法と近代法典

第一節 労働問題と民法典／第二節 労働法と近代法典

第三章 労働法規の概観

第一節 労働法規の概観／第二節 労働法規の類別

第四章 労働法の研究

第二編 本論

第一章 労働基本権

第一節 労働権(労働義務)／第二節 団結権・団体交渉権・争議権

第二章 労働団体法

第一節 労働組合／第二節 労働協約／第三節 労働争議

第三章 労働保護法

第一節 序説／第二節 職業安定法／第三節 労働基準法（一）／第四節 労働基準法（二）—災害補償—

第四章 労働委員会

第五章 特別労働法

第三編 結論  
第一節 公務員労働法／第二節 公共企業体労働法／第三節 特別労働法と労働基本権

第一章 労働法の基本概念

第一節 主体／第二節 権利／第三節 行為／第四節 関係

第二章 労働法の体系

第一節 労働法の概念／第二節 労働法の体系

また『法学普及講座・労働法入門』（一九五〇）の場合は、以下の通りである。

第一章 労働法の学び方

第二章 労働問題のおこり

第三章 労働法のうごき

第一節 戦前までの労働法のうごき／第二節 戦後の労働法のうごき

第四章 労働組合運動と法律制度

第一節 労働組合／第二節 労働協約／第三節 労働争議

## 第五章 労働者の生活を守る法律

### 第一節 職場への保護／第二節 職場での保護

### 第六章 労働法の運用

### 第一節 労働委員会／第二節 基準監督機関／第三節 労働裁判

### 第七章 労働法の意味

#### 第一節 労働法のおこり／第二節 労働法の意味／第三節 労働法の範囲

以上の三冊の目次を比較対照してみると、それぞれ相互に構成や記述内容に異なる部分はあるけれども、論述の基本的構造において共有されるところが多く見られる。すなわち『有斐閣全書』は三部構成である点において『労働法の基本問題』と共に通性がみられ、さらに両者における第三「総括」ないし第三編「結論 第一章」の目次構成はほぼ同じである（ただし内容的には微妙に異なるが、これについては後に検討する）。また『有斐閣全書』と『入門』をくらべれば、後者の第一章ないし第三章が前者の第一編、第四章から第六章が第二篇、そして第七章が第三編に相応あるいは対応していることがわかる。そしていざれにおいても、「総論」ついで「各論」という法律書における伝統的な構成をとらず、個々の概念やその定義についても、冒頭でのべるのではなく、むしろ具体的な考察を終えてから最後に総括的に言及しているのが特徴的である。<sup>(9)</sup> 吾妻は冒頭、何故に労働問題が発生し、しかも從来の民法法理によつては解決できないのかということへの「こだわり」から、その歴史的端緒状態を重視している。そして吾妻は、このことを労働法および労働法学の歴史の浅さに関連させて論じている。すなわち『入門』を終えるに当たり、吾妻はわが国労働法の歴史は、工場法（一九一一年公布・一九二六年施行）を出発点とすれば四〇年、労働法の研究は三〇年ほど前に遡ることができる程度であると指摘している。また労使関

係が流動的なものであることも、その背景として重視している。そこで以下、吾妻労働法学の特徴をもう少しく具体的にみてみよう。

## 2 吾妻（労働）法学方法論の提示

『労働法の基本問題』の冒頭、第一「序説」で「労働法、つまり近代的な労働関係を対象とする法の理論は、何よりもまず、労働問題の具体的・現実的な解決をその役割とする」（二頁）として、労働法学の果すべき任務を宣言した吾妻は、そのような課題の実現に向けた法学方法論について、つぎのように述べている（同前書九頁）。

「労働法学は労働問題の学としての責務を果すためには、同じく労働問題を別の方面からとらえようとする〔経済学、社会政策、政治学、労働科学等の〕引用者〕諸科学との関連を問い合わせ、その成果を充分攝取して、その法理論を反省することがその第一歩である。しかし更に進んで社会学の領域にまで進出し、さては哲学の分野にさえ及んで、諸科学の総合的な体系を樹立しなければならない。しかし、さればといって労働法学それのみからでは、他の諸科学とは異なった法学としての方法を以て、またそれ独自の対象に向って、吟味を行なうべきであり、また社会学、哲学等に対しても、個別科学としての特殊性に於て区別されなければならない」。

右に引用した文章にいう「科学」という文言を、吾妻はいかなる意味で用いているのか。吾妻が終生一貫して批判の対象としたマルキシズムに依拠した労働法学を主張する論者らと同じく、自然科学と同様に、その「法則性」とか、「歴史的必然」の探求という意味で「科学」という表現を用いていたとは思われない。むしろ吾妻のいう「科学」とは、独語にいう“Wissenschaft”的解釈として理解されるべきものであつたのではなかろうか。同じく社会現象を対象としながら、それぞれの学問がそれぞれ独自の接近方法や理解の仕方があるように、吾妻は民法学とは異な

る、労働法学における独自の理論体系の構築に意を用いていた。すなわち「われわれは労働問題を前にして、……労働法ないしその学と、他の領域ないしその学との間に、いかに境界線を画するか、またいかにそれらを相互に關係づけるかの問題を、重大視せざるをえない」(同前書五頁)とのべていた。そして吾妻が提示する、労働問題への法学独自のアプローチは、自ら「法社会史的研究方法」と呼ぶものであった。

### (1) 「法社会史的研究方法」の提示

「法社会史的研究方法」の定式として、論者により、しばしば引用されるのは、吾妻が一九四六年から一九四八年にかけて、とくに一九四七年に発表した諸論考を中心にもとめた『労働法の展開』<sup>(10)</sup>の冒頭に収められている「アメリカの労働運動と反トラスト法」<sup>(11)</sup>の「緒言」のなかでのべられている、以下の部分である(同前書四一五頁)。

著者の意図するのは「この研究を通して従来の労働法理論に於て比較的等閑に附せられて来た法社会史的な分析の必要を暗示するにあつた。ここにいわゆる法社会史的とは、一面に於ては労働関係の法律的規制をそれ自身孤立的に観察することなく、近代社会なかんづく近代經濟の機構的側面として、その社会的現実との有機的関連の相に於て、しかも充分の歴史的感覚をもつて捉えると共に、また逆にこの側面を通して近代社会の史的構造を窺おうとする態度をいいあらわし、また他面それぞれの側面から近代社会の構造に迫ろうとする社会科学と協調しながら、法学にもこれと比肩し得るだけの科学性を与えるとする企図を表明するものである」。

右に引用した文章は、やはりある種アフォリズムのようにも感ぜられ、一読して吾妻のいわんとするることを容易に理解できるものではない。敗戦後のわが国では、戦前の法律学のあり方への反省として、法律学が解釈学としての自己完結性に満足するだけにとどまるべきではないとして、「社会科学としての法学」、あるいは、より端的にい

えば、法が現実に適用される社会について知るべく、法社会学とはいかにあるべきかが法律学分野において活発に議論された。いわゆる法社会学論争である。<sup>(12)</sup> そのような法学論争と重なる時期に、吾妻の「法社会史的研究態度」<sup>(13)</sup> が提起された。そして上記のように要約的に示された記述、とくに「また他面以下」の部分を読むかぎり、蓼沼も指摘しているように、吾妻は、そのような論調に共鳴して法学は他の社会科学と協力しながら、近代社会の構造分析を目指し、実定法に関する法解釈学とは区別された、法社会学を構築すべきであるといつてゐるかのようにも読める。しかしそれはむしろ逆であった。吾妻は『労働法の基礎問題』のなかで、つぎのように述べていた(九頁)。

「労働法学は労働問題の学としての責務を果すためには、同じく労働問題を別の方向からとらえようとする諸科学との関連を問い合わせ、その成果を充分摂取して、その法理論を反省することがその第一歩である。しかし更に進んで社会学の領域にまで進出し、さては哲学の分野にさえ及んで、諸科学の総合的な体系を樹立しなければならない。しかし、さればといって労働法学それみずからは、他の諸科学とは異なった法学としての方法を以て、またそれ独自の対象に向って、吟味を行うべきものであり、また社会学、哲学等に対しても、個別科学としての特殊性に於て区別されなければならない」。

すなわち吾妻は、法が働きかける対象の具体的な歴史的・社会的事実の特性を踏まえながらも、あくまでも法律学の立場からの分析および理解がなされねばならないとする。上記のような抽象的な説明を、吾妻は、『有斐閣全書／労働法』中、第四章「労働法の研究」において、よりわかりやすく「労働法の研究について、次の諸点を特に強調して置きたい」として、次のように述べている(四九一五一页)。

「(1)……労働生活なり労働問題なりの法社会学的研究が不可欠なのである。(2)しかし、右にいわゆる法社会学的研究は、決して労働法規の研究と切り離して行わるべきものではない。ことに法規の解釈と全く絶縁され

た法社会学的研究などということは、法律学の領域では無価値である。……」／「(3)労働法のように、流動の過程にある分野では、その対象となる生活事象の中に、法律、経済、政治、慣習といったもろもろの要素が分化しない状態で同時に含まれている場合が多い。従って、たとえば組合運動の研究にしても、単に法の側面から分析しただけでは、運動の全貌をとらえることが不可能であって、問題の経済的側面、政治的側面などを併せて理解することが必要であり、従つて経済学、政治学さては社会学との協力が不可欠である。殊に経済的側面の分析は極めて有用である。……」／「(4)しかし、ここでも、他の側面での研究成果をそのまま持ち込むのではなく、労働法の研究は結局、他の領域での成果を利用する場合にも、法律理論によつてこれを濾過するところが必要である」。

ここで注目すべきは、(2)と(4)の2つの「しかし……」以下の部分である。吾妻は同じく労働問題についての経済学や政治学など他の社会科学分野の学問体系の有用性を肯定しながらも、その概念や分析を安易に利用することを拒否して（あるいは少なくとも警戒して）、あくまでも法という規範命題ないし体系がその独自の立場から捉えるべきことを主張している。こうして吾妻にとって「労働法学は、まず労働の法学として——他の領域の方法と研究成果とに充分に眼をくぱりながらも——法学独自の方法と理論とを以て、またそれ個有の対象に即して、問題に迫つてゆくことが問題解決への第一歩であると考える」（『基本問題』一〇頁）ことになる。

(2) 法社会史的研究の具体的適用——法の労働問題の歴史的端緒への関心——

(ア) 『近代社会と労働法』について

吾妻における労働問題の法社会史的研究態度は、その歴史的端緒への関心として現われる。なぜならば労働問題がそれとして社会的に出現し、法的な解決が求められるにいたつたのは一九世紀以降の資本制社会であることに着目するからである。すなわち吾妻は『労働法の基礎問題』の「序説」の二「展開」において、「労働問題」が法的に従来、どのように解決されてきたのか、「労働問題と法秩序との関連を歴史的に分析する」（一三頁）必要があるとする。そしてこの点について吾妻は、つぎのように考えている。すなわち労働問題の「眞の解決は、いまこの瞬間に、問題に対して一定の答えが与えられる場合にのみ、現実となる。従って、この意味での解決は常に一定の法秩序を媒介にしてのみ観念される」（同前書一二頁）。その具体的な「手順」は、(I)労働問題発生の起点に立って、その背景をなす法秩序の「様相」を探り、そのいかなる点が問題発生の端緒となつたのかを検討する。つぎに(II)近代法秩序はそれを解決するためにいかなる方策をとつたかを探る。そして最後に、(III)このよくな二つの「側面」からなされた検討を総合して、労働問題を対象とする労働法の性格を明らかにするというものであつた（同前書一三一四頁）。吾妻は、本書『労働法の基礎問題』では「前近代的秩序から近代法秩序の確立までの過渡期」を(→)「端緒」として扱つてゐる。なおここで注目すべきは、吾妻にとって主語はあくまでも、法ないし法秩序であり、これに対する「労働問題」は法が働きかけるべき、あるいは解決されるべき対象ないし目的であると捉えていることである。

吾妻が提示した上記の課題は、具体的には、『労働法の基礎問題』の翌年に刊行された『近代社会と労働法』（富士出版・一九四九）において取り組まれている。そこで、わが国労働法に関する法社会史的研究を試みた同書、とくにその約七割の分量を占める第一編「近代社会と労働法」をみてみよう。<sup>(14)</sup> 同編は、わが国の明治維新を端緒とする近代的労使関係のあり様を「法形式」「近代法典」「労働法」の三つの観点から、それらの発展過程を追跡する。

吾妻は同書全体の「序」で、その抱負をつぎのように述べている（一一二頁）。

「労働問題がどのようにして起り、どのような反響を呼び起し、またどのような対策がこれに対して講ぜられたかを、歴史的な事実に即して、把えることが、近代社会というものの性格や構造を……明らかにするための必須の前提条件だというふうに考えるべきではないかと思う」。／本書は「労働法という新しい法律分野が、近代社会という歴史的視野の中に、どのような形で、またどのような役割をになって登場して来たかを概観して見ようとしたのである」。すなわち同書では「わが国社会の近代化の過渡期に於ける労働生活をとらえて、一面に於いては、労働生活そのものの法形式に着眼し、他面国家の側からの立法に注意しつゝ、近代化が、従つて近代社会と呼ばれるものが、どのような法形式をその成立条件としているのかを觀察し、解明しようと試みたのである」。

すなわち敗戦直後の日本において、戦前の明治憲法体制が否定され、戦後改革がGHQの指導のもとで展開されていくなか、それぞれの法学分野において、戦後社会のあるべき姿が模索されていった。当時、近代化と民主化、日本の遅れた意識の変革は一人法社会学の課題にとどまらず、他の法律学分野、とくに実定法に関する解釈法理においても同様であった。吾妻の場合、日本の、とくに労働法やその適用されるべき労使関係の近代化の実現を展望していたと思われる。第一編の目次構成は、「まえがき」と「むすび」がつぎのような各章・節をはさむというものである。<sup>[15]</sup>

## 第一章 工場労働の法形式

第一節 労働力移動の法形式／第二節 労働力使用の法形式／第三節 労働力保護の法形式

## 第二章 工場労働と國家法

第一節 工場労働と近代法典／第二節 工場労働と労働立法／第三節 近代法典と労働立法

第三章 近代社会と労働法

第一節 労資関係の法構造／第二節 近代社会と労働法

本篇において吾妻は、工場労働の三つの要素として、「労働力の移動」「労働力の使用」「労働力の保護」の、それぞれに關し法、とりわけ近代法典としての民法との關係をとりあげるが、第三章第二節で総括的な議論をしている。まず一「近代法典は近代化を完結しない」では、近代（市民）法典は近代社会を前提としているが、いまだ封建的性格を払拭されていないとする。すなわち労働力の移動における「身売り」や工場生産における酷使など、法形式と工場労働の実態との乖離が見られる。しかし、このような現象はわが国特有のものではなく、「程度の差こそあれ、かかる事態はあらゆる法典国に於て、近代法典と工場生産の法形式との間に存したのではないか」（同書一五八頁）。すなわち「近代法典が、その根幹に於て近代的原理の上に立っているという意味は、決して近代法典が社会生活のあらゆる側面に於ての近代性を表現し保障するものであることを意味するものではない」（同前書一五九頁）。吾妻によれば、その問題性の根源は所有権概念にあるという。近代法典は財の支配者には、人格と自由を保障するが、財の支配から切り離された者である、工場生産に従事する労働者には保障しない。近代法典は生産関係の封建的形式を排除することはできない。それは、近代法典の基底である人格概念や契約概念が労働関係にとつては不十分であり、一種の隸属関係を生む。「労働者階級にとって、人格概念が空しき形式となり、契約概念が反つてその自由の桎梏となるということは、……近代的所有……の觀念のもたらすものである。かかる所有権概念こそは、労働関係の近代化を阻止する」（同前書一六二頁）。しかし「近代法典は近代化という觀点に於て、複雑な性格、即ち二面性を有する……。／近代法典ないし、近代法概念は、同時に近代化を促進しつつ、これを阻止する。また阻

止しつつ、これを促進する。なぜならば……工場生産関係に於て労働階級が悲惨な隸属的地位に墮してゆくときに、彼等の中に、新らしき主体的意欲が刺激され、この主体的意欲が新らしい法形式を生み出しつつ、近代法典を超克するにいたる」（同前書一六三頁）。ついで二「労働法は近代化を促進する」で吾妻は、いう。すなわち、まず労働法における人格概念は、近代市民法上における静態的かつ自己完結的な財産取引主体にとどまらない動態的で複合的なものである。「労働者に権利主体なる地位を確保する道は、彼に行行為主体としてこの自由を確保することと不可分の関係に立つ」（同前書一六七頁）。また「労働法の主体概念は、孤立せる個人を単位とするものではなく、社会的な主体性としてとらえられなければならない」（同前書一六八頁）。また契約概念は、労働条件の最低限を画する国家法と、労働協約により表現される独自の制度へと展開する。「両者は共に労働の近代化への方向づけに於て軌を一にするばかりでなく、実は両者互いに補足しつつ、はじめて労働の近代化を推進せしめるという意味で深い相互の関連にたつ」（同前書一六五頁）。そして所有権に対抗する権利形態として承認されたのは、労働者の団結、団体交渉、労働争議権である。「この一群の権利、いわゆる労働基本権こそは所有権に対抗するというものとしてあらわれた、労働法上独自の権利形態である。もとよりこれららの権利形態は流動の過程にあって固定せず、集団的権利であつて、個人的権利ではなく、またそれらは自己完成的な権利としてではなく、複合的な形態である点に於て、所有権をはじめとする近代法の権利形態と対立する。しかし、この権利意識こそ、またこの権利意識をえらぶ労働階級の努力こそは、近代法典の達成しなかつた近代化を推進する原動力たるものである」（同前書一七二頁）。そして「労働法と近代法典との対立は、結局所有権と労働基本権との対立に帰し、この対立の中に、形成される社会関係こそは、真に近代的な社会関係にほかならない」（同）。そこで最後に、吾妻は同節三として問う。「労働法典は近代化を完成するか」と。これに対する吾妻の回答は、屈折したものである。すなわち「近代法典が所有の

自由を完成し、封建制を払拭する役割りをつとめたのに対し、労働法が労働の自由を確立することに於て、社会生活の近代化は一応完結すると見るならば、この答は肯定でなければならない。しかし……問題はしかし単純な足し算として考えらるべきではない」という。

(イ) 『近代社会と労働法』はどのように読まれたか

戦後の労働解放を背景とした敗戦直後の日本社会における、近代化をいかに実現すべきかとの課題に対し、吾妻は市民社会と対比させて、それとは区別された世界として、労働法の独自性を積極的に展開しようとした。しかし、その具体的な内容について、受け止めかたは論者により異なる。

本書について、三人の論者が書評の対象として取り上げ、紹介している。すなわち石崎政一郎（一八九五—一九七二）は、吾妻のいう端緒的労使関係を特徴付ける前近代的意識が戦後間もない当時、労使双方に根強く残っていることから近代民法典における法原理と工場生産における法形式との矛盾の克服に向かうために、「近代化は、個人の自我の意識即ち個人人格の確立であり……しかもこの自覚は、工場生産の場面では、何よりもまず、労働者の自覚でなければならない」（同前書五九頁）との吾妻の言に賛意を示している。<sup>(16)</sup>しかし他の評者二人は、むしろ批判的である。まず久保敬治（一九二〇—）は、吾妻の、労資関係の近代化を担うのは労働階級であるとし、「近代化は対立から生れるものではない。……近代化は実は社会生活ないし、国家の生活がいわば一体として人間性を解放するときに完成されるのであり、労使関係に移していえば、資本家階級の近代性と労働階級の近代性は同時的な問題である」（同前書一七五頁）との結論部分（第三章第二節三「労働法は近代化を完結するか」）の一部を、強調するためであろうか、傍波線を付しながら引用している。そのあとで久保は、明治時代の端緒的労働関係およびそれ

に対応する端緒的労働立法の分析には、吾妻独特の「手がたい精緻な分析の跡」が見られるとしつつも、次のように続いている。<sup>(17)</sup>

「労資関係の近代化は……人間性の解放のみを以て十分なりとせられるであろうか、……資本家の近代化は当然に労働階級の近代化を促進せしめ、労働階級の近代化は資本家階級の近代化を測定するモノメントなりと安易に片づけられるであろうか。……労働階級の近代化は何よりも階級闘争として一つの反抗運動として把握しなければならない。……著者の立場は余りにも安易すぎる」（傍線一引用者）。

このように若き久保敬治は「安易」であるとの言葉を重ねて、吾妻を批判している。『近代社会と労働法』のような議論には、秩序を重視する吾妻の基本的立場が如実に示されていると解すべきなのか。同様の批判は藤田若雄（一九二二～一九七七）においても、みられる。その冒頭、本書の意義を「[吾妻]教授の云われる如く、明治維新を端緒とする近代化の過程については、法律史の面からの研究は、まずもって、皆無に等しい法学界の現状に対し、寄与するところ大であろう」とする。しかし藤田にとっての関心は「近代化を基調とする吾妻教授が、労働運動の現状に対してなされる、懷疑的・悲観的な見解にかかるものである。即ちその根源はどこに潜在するのであるか、である」（傍点一引用者）<sup>(18)</sup>として、藤田は、つぎのような吾妻の文章を引用している。

「近代法意識を養いつつ、同じ瞬間にこれを乗りこえて進むという困難きわまる課題が、しかも敗戦後の混乱の中にわれわれに迫るのである。……もとよりわれわれはこの困難な問題がわれわれの手によつて解決されることを希望するし、また、それを信じたい。しかしあが国労働運動の現実も、またこれに対処しようとする経営者の態度も、法意識を欠くといふ一点において、必ずしも希望をわれわれに約束するものとはいわれない」

（同前書一九〇頁）。

これに対し藤田は自らの「立場」を青年マルクスに託してであろうか、つぎのようにいう。

「年若きマルクスは『ヘーゲル法哲学批判序説』において、水準以下のドイツの現状を激情を以て指摘する。」

然し彼にあつてはプロレタリアートも革命において、事態脱出の方向をとらえる。／「しかるに—引用者」吾妻教授の到達された、この懷疑的・悲観的なる見解はわれわれにとって運命的必然であろうか。その近代性の著しい欠如にも拘らず、事態脱出の方途を、その方向を、労働運動の中にとらえるという問題把握ができないであろうか<sup>(20)</sup>。」

同じく近代化の実現を志向しながらも、吾妻は混沌のなかにも、常に秩序の存在とその確立を希求し、混乱のなから新たな秩序が出現するとは考えずに、それから逸脱していくものを拒否する。かたや久保や藤田は、そのような吾妻の基本姿勢に対し、共通して違和感をおぼえ、批判していったのである<sup>(21)</sup>。

#### (4) 法律学の独自性確立への希求——マルクス主義的法理解の峻拒——

吾妻のいう「法社会史的研究方法」とは、他の社会科学の成果を吸収しながら、法律学の独自性を維持しなければならないとするものである。それはさらにいえば、マルクス主義的経済分析に依拠することとの峻拒ということに帰結する<sup>(22)</sup>。すなわち『労働法の基本問題』において吾妻は、マルキシズムは「それ独自の社会的生産力の理論の上に、社会的生産関係を实体とし、法をその観念的上部構造とする」もので、「労働法は社会経済の観念的上部構造」と捉えられ、「たとえその独自性を喪失しないまでも、常に経済学の理論に追随すべきことになる」(八一九頁)と。上記のような吾妻の「立場」には、当然にも、マルクス主義法学の陣営から厳しい反発が現われた。たとえば浅井清信は『労働法の基本問題』における吾妻の秩序志向を批判して、次のようにいう<sup>(23)</sup>。

「氏はみずから頭のなかで観念的な秩序を予定し……『マルクシズムの流れを汲む階級斗争の理論と、これに支えられる斗争意識が、いかに過度に労働運動を支配していることか』と論難し、『この斗争の精神と不安の意識は、労働問題をついに理性によつて解決し得ないものとあきらめて、これを実力の世界に放逐し、法意識を弛緩させ法秩序の混迷をもたらしていることは、何人も否定できない厳然たる事実である』と論難している（二一三頁）。氏はかく論定するが、現実には斗争によつて労働者階級の意識は高揚し、やがてはその意識は労働者階級の法意識となつて、労働者階級的法秩序を建設していくのである。これは決して氏がいうように、法意識の弛緩でもなければ法秩序の混迷でもない。眞実はその逆である」。

さらにより原理的な批判は当時、いまだ夕刊京都新聞（一九八四年廃刊）に在籍（ただし東京に在住）していた沼田稻次郎により、なされた。沼田はまず、つぎのようにのべて吾妻の主張に理解を示している。

「そこには、マルキシストが労働問題を経済的政治的側面からのみ取り上げ、労働法の理論においてもイデオロギー的批判にのみ走り、法を単に政治的・社会的勢力関係の書かれたる断片としてしか評価しないという傾向に陥り易いのに対し、法学者としての、法学特に労働法学の独自性を守り度いという意向がはつきり読みとられる」。<sup>(24)</sup>

しかし、沼田は、その『労働法の基本問題』に対する書評のなかで『労働法の独自性について（吾妻教授の教えを乞う）』として、「凡そ、経済学の理論が経済的構造の真理を把握するものであり、その経済的構造が法秩序を政治を媒介として規定している……限り、法秩序を対象とする法学が正しい経済理論の上にのみ正しく展開されるのは当然である」として、以下のように総括的に論じる。<sup>(25)</sup>

吾妻「教授のいわゆる独自の方法と理論とは如何なるものか必ずしも明瞭でないが、唯物史観が労働法学の独

自性を喪失せしめるものではなく、さりとて独自性を絶対化するものでもなく、要するに観念諸形態が終局的には経済的構造によって決定せられながらも、相対的に独自の成果を担う限り、その正しい科学的認識を志す諸学問は当然これに照応した独自性をもつということ、労働法は社会的矛盾の深刻な投影を蒙り、従って他の市民法よりもより顕わに政治的経済的関係の浸透をうけざるを得ないのみならず、そこでは法意識そのものが階級的対立を露呈し、法理論意識の対立を導くことを直視して、優越せる階級の法意識に立つ理論のみが真実性を検証し得るということを主張するものである」。

右に引用した沼田の、読点でつながられた長いセンテンスについては、最後の部分をのぞけば、それ自体肯定されるべきである。しかしそraryin治下のソヴィエト・ロシアの実情はもちろん、スターリン批判（一九五六）も、中ソ論争（対立「一九五六」）も顕在化しておらず、いわんやベルリンの壁の崩壊（一九八九）に始まり、ソヴィエト連邦や東欧の社会主義圏の国々での共産党政権が破綻した現実（一九九一）を知る者にとって、沼田の言は、当時でもあまりに公式主義的なものであったように思われる。吾妻は、蓼沼が指摘しているように、このような批判に応え、あるいは反批判をするということはなかつた。それはおそらく吾妻にとっては、「超越的批判、見解の相違」としてしか、受け取れなかつたからであろう。それは、吾妻が批判したのが、まさに社会主義の資本主義に対する優越性をあたかも自明のものとし、社会主義への移行の歴史的必然性を担うべき労働者陣営の形成にいかに貢献できるかという発想から法理構築を行なおうとする態度そのものであつたからである。<sup>(27)</sup>しかし下部構造＝経済の歴史的発展が長期的にみたとき、国家・法体制を含む上部構造を規定していることは、むしろ当然のことではなかろうか。そして一方における吾妻のいうマルクス主義理解も、あまりに硬直的で、公式主義的なものであつたようと思われる。

(2) 法社会史的研究態度の原型をもとめて

吾妻が「法社会史的研究」という方法論を提起したのは、何故であろうか。片岡は、それが従来、十分な学問的蓄積もないままに、戦後直後の生産管理戦術に象徴されるような「イデオロギー的色彩を濃厚に付着する多くの困難な問題」に直面せざるをえなかつた、わが国労働法学の特異な状況を抜きにして考えることはできない（片岡・前掲書四〇一四一頁）として、つぎのようにいう（同前書四一頁）。

「方法として『法社会史的研究方法』を提倡したことは、それなくして労働問題の法的処理が不可能であるほどに事態が急迫し、かつ複雑を極めていたことに起因する……。〔それは〕戦前來わが国の労働法学にきわめて重要な影響を及ぼしてきたドイツ労働法理論の批判的克服を目指すと同時に、新たにアメリカ労働法理論との接触、ないしそれの導入の途を探求しようと努めている……戦後の労働問題をめぐる現実的諸条件の特殊性が、この方法的立場に対し抜きがたい刻印を宿している……」。

このように片岡は、法社会史的研究方法が極めて戦後の特殊状況に規定されて、出現したものであることを強調している。しかし、はたして、そうであろうか。結論的にいえば、そのような法学方法論なし発想は吾妻にとって、戦前からいだいてきたものであり、また労働法学固有のものではなく、吾妻にとってはそれも当然に含まれた法学分野全般——そのなかでは法解釈が大きな位置を占めている——を通じて、他の学問分野から、截然と区別すべき方法論であると位置づけられていたと理解すべきではないかと思われる。すなわち、吾妻の戦前の論考をみたとき、そこには、つぎのような記述を見出すことができる。

すなわち吾妻にとっては、戦前的主要な業績のひとつである『ナチス民法学の精神』(岩波書店・一九四二)の第2章として収録されている「世襲農地制と所有権概念の転換」において、戦後の「法社会史的研究態度」との関連

で注目すべきは、その結論部分において、「ナチス所有権論理論の生命をその協同体論」にある（一四三頁）しながら、それを相対立する個人法的ロマニステン所有権理論と団体法的ゲルマニステン法理とを「超越的な協同体理念」によって解決できるものではないとして、つぎのように述べているところである（一四四頁、傍線—引用者）。

「協同体を、そしてこれを支える協同体意識を、あくまで社会的現実の中に求めるとともに、法概念の客観的・技術的性格にも眼を蔽うことなく、法律的な論理構成をこの客観的・技術的要求にふさわしく忠実に実践するとき、初めてナチスの所有権理論は身分的・団体的拘束の否定をその特色とする近世的所有権理論の超克に成功するものと考える。」

このような記述、とくに傍線を付した部分は、抽象的に法的論理構成のみで考えるのではなく、その現実に適用されるべき事実への考察をなしつつ、しかも法律学の必然的にも「技術的要求」への配慮を忘れないというところに、戦後、吾妻が「法社会史的考察」とよぶものの萌芽がすでに現われていると考えるのは、穿ちすぎであろうか。また『ナチス民法学の精神』と並んで、吾妻の戦前的主要作品である『統制經濟の法理論』（河出書房・一九四四）に収められ、自ら「もっぱら研究態度について語」つたとのべている「經濟法と民法」において、吾妻は「いま〔統制—引用者〕經濟法と民法との関係について、果して經濟法体系が民法体系にたいしてこれを解体してあたらしい法秩序を形成するものなりやを問題とするに当っては、われわれの經濟生活に関してのその一般法としての性格を維持して來た民法体系を支へる契約・所有権等が經濟生活の法的形成乃至秩序づけの基本概念たる性格を失うか否かが問題の中心である」（同前書一八〇—一八一頁）が、「民法学に課せられた任務は、民法上のもろもろの法概念の修正を單に近時の統制法の側から吟味することのみに尽くるのではなく、それらの概念をその地盤としての社會經濟の歴史的な發展に即し、しかしその法構造に着眼して出来得るかぎり具体的に吟味することにある」

(同前書一八六頁)とする。<sup>(31)</sup>そして、このような法学方法論に関連して、吾妻は同論文のなかでつきのように述べている。

「経済学乃至社会学が法律学の研究に対して有する補助的な重要性はこれを承認し、経済的なものと法律的なものとの不可分の関係がことに経済法の研究に当つて強く認識さるべきことは否定しないが、法を実質的な経済生活の単なる反映として、抽象的な社会生活の形式と認むる態度を採用せざるかぎり、経済的な観点は法律学の研究にとって決定的ではあり得ないとと思う。この意味で私はあくまでも法学的な見地から経済法の性格なり経済法の既存体系との関係なりを問うべきたと主張したい」(一七六頁、傍線—コラ用者)。

このように表する吾妻は、慎重な、そして配慮した言い回しをもって抽象的ながらも、先に引用した「ナチス所  
有権論」に関する論文においてよりも、さらに明確に「法社会史的研究方法ないし態度」を表明していると読むことができるのではなかろうか。吾妻自身も確かに、『労働法の展開』に収められた論考のなかで「法社会史的研究態度」があたかも敗戦後に想起・抱懐されたもののごとく記している。しかし、そのような思考態度の表明はそれをもつて嚆矢とすべきものではなく、すでに戦前において何度も繰り返しのべられていたものであつたと理解すべきではないか。すなわち吾妻の法学方法論へのこだわりは、戦前からのものであつたと解される。

- (1) 吾妻の主要業績は、その一橋大学退官(一九六六年)に際し製作・公刊された一橋論叢五七巻五号・吾妻退官記念号(一九六七)所収の「著作目録」(一一五—一四〇頁)により、知ることができる。
- (2) 吾妻には『現代法学全書』以降も含めて、既発表の論文を一書にまとめたり、あるいは新規に著述されたものとすでに公刊された論稿とが混在するような著書は、戦後には先に言及した『労働法の展開』と『近代社会と労働法』(富士出版・一九四九)の二冊しかなく、他はすべて全巻書き下ろされたものであり、その健筆振りには、驚かされる。

(3) ただし片岡が前掲書としてまとめた論考を「戦後労働法学の方法的検討」という表題で法律時報誌に連載していた当時

(一九六六年)、吾妻「著作目録」はいまだなく、その全貌を知るのは困難であったと思われる。

(4) 毛塚勝利「古典を読む／吾妻光俊『労働法の基本問題』」労働研究雑誌四五四号(一九九八)二頁。

(5) 蓼沼・前掲「労働法学」一一〇頁等は「労働力の〔集団的〕コントロール」と表記し、「集団的」という形容詞を括弧書きで付加している。この方が吾妻理論の特徴を端的に示し、より適切であるかもしれない。

(6) 本書(本文全二五二頁)についての書評として、久保敬治「BOOK REVIEW／吾妻光俊著『労働法入門』勧草書房」労働研究(兵庫県立労働研究所)三三二号二九頁がある。また同書は、一九五二(昭和二七)年に同年の労働法規改正を契機に改訂され、また版型を小さくして、『勧草文庫・労働法入門』(本文全二六〇頁)として再刊されている。なおそこには、本文で引用した「序」の文章はもはや付されていない。

(7) 吾妻の著書や論文からの引用に際しては、漢字や仮名遣いの旧字体は現代通用しているものに改めている(以下も同じ)。

(8) 毛塚・前掲書評二頁は、これを現代的な表現を用いれば、「労働法を労働問題解決の法的システムとして理解し、システムを支える原理を明らかにしようとした」と評している。

(9) 久保・前掲書評二九頁が、このことに注目している。なお同書評は、後に言及する吾妻・後掲『近代社会と労働法』に関するそれとは異なり、本書を「入門書であるというせいもあって、著者は縦横に筆をすすめられて」いるとして好意的である。

(10) 参考までに、同書の目次構成と収録されている諸論考の原題および掲載誌は、つぎのようなものである。

第一篇 アメリカ労働法の体制

第一章 アメリカの労働運動と反トラスト法↑「シャーマン法とアメリカ労働規制」(一)(法律時報一八卷)、四、五各号(一九四六)

第二章 タフト・ハートレー法の成立↑「アメリカ労働法の転機——タフト・ハートレー法の成立」法学新報五四卷一

一・一二号(一九四七)、五五卷一—四号

附 タフト・ハートレー法全文↑初出不明

## 第二篇 労働法の諸問題

第一章 憲法と労働権↑原題に変更なし・労働問題研究七号（一九四七「吾妻「業績目録」に未記載）

第二章 労働の従属性↑同上（一）法律タイムズ一巻五・六・七号（同）

第三章 労働基準法の基本問題↑「労働基準法成立の意義」（一）法律時報一九卷一、二、三各号（同）

第四章 労働組合法一一条と解雇の自由↑原題に変更なし・法律タイムズ二巻二号（一九四八）

第五章 労働委員会と争議調停↑同前・労働問題研究一八号（一九四八？）

なお有泉・前掲論文四二頁以下が『展開』所収論文について言及するのは、「憲法と労働権」「労働組合法」一条と解雇の自由」「労働基準法の基本問題」であり、本稿とは、問題関心の在りようが異なっている。峯村・前掲論文一二六頁が注目するのは、「労働の従属性」であるが、これについては、後に言及する。なお浅井・前掲論文は、本書および所収論考について、一切述べていない。

(11) その原題は「アメリカの労働運動と反トラスト法」とい、前注に記したように、敗戦の翌年、法律時報誌に三回に分けて連載されたものである。

(12) いわゆる法社会学論争については、藤田勇・江守五夫〔編〕『文献研究 日本の法社会学』に収められている諸論考を参照。また同論争を概観するには、同書所収の藤田・江守「解説 法社会学論争について」一九三頁以下および長谷川正安『法学論争史』（学陽書房・一九七六）七一八〇頁が有用である。

(13) 蓼沼・前掲「一橋」七二頁。

(14) 蓼沼・前掲「一橋」八〇一八一頁（注）1は、本書を『職工事情』（岩波文庫・一九九八）を素材に、当時の工場労働の前近代性の摘出およびそれと近代法典との乖離の指摘に重点がおかれていたとのべている。

(15) 吾妻が一九四九年一〇月に発表した「労働保護法と労働者の権利」法哲学四季報四号二五一四一頁は、同書と、その対象および考察を共通するものである。

(16) 石崎政一郎「紹介批評／吾妻光俊著・近代社会と労働法」法学一四卷二号（一九五〇）二五〇頁。

(17) 久保敬治「BOOK REVIEW／吾妻光俊著『近代社会と労働法』（富士出版・昭和二四）」労働問題研究（兵庫県立労研）二七号三二頁。

(18) 藤田若雄「吾妻法学の基底にあるもの——吾妻光俊著『近代社会と労働法』を読みて——」社会科学研究二巻二号(一九五〇)一一九一二〇頁。

(19) ただし、この部分は本稿で取り上げた同書第一編ではなく、第二篇「労使関係の近代化」第一章「労働問題と法律意識」(初出誌名・同刊行年月等は不明〔吾妻「目録」未記載〕)からの引用である。なお参考までに、これ以外の同篇所収論文は次の通りである。

第二章「労働運動の盲点」前進一六号(一九四八)

第三章「法外組合思想の前近代性」経営評論四巻八号(一九四九)

第四章「労働基準法と職業保障」職業問題研究三巻五号(吾妻「目録」未記載)

第五章「年少労働者保護の基本問題」雇用研究三巻二号(同)

藤田・前掲書評一二二頁。

(20)

なお藤田が指摘する吾妻の「懷疑的・悲観的な見方の背景には、何があるのであろうか。一年半前に刊行した『労働法の展開』では、その「序」で「戦後再びスターントについた労働法学は、戦前から戦時にかけての不振をとりもどすだけなく、おそらくは従来と違った軌道の上を進んでゆくのではないか」と私はひそかに期待している」(一頁)と控えめながらも希望に満ちていた。しかし本書との落差をどのように理解すればよいか。これについては、蓼沼・前掲「一橋」七五—七六頁が的確に指摘しているように、『労働法の基礎問題』と『近代社会と労働法』とが刊行されたあいだには、一九四八年二月GHQによる二・一ゼネスト中止命令、七月のマッカーサー書簡、政令二〇一号により、敗戦直後のわが国労働運動を主導してきた官公労働組合に対し、そのストライキ権の剥奪に典型的に示されるような、占領政策の転換を明確にする出来事がいくつも現われた。そのような状況を前にしながら吾妻は、敗戦直後の日本における呆然自失の使用者と、それまで占領軍の権威を嵩に着た組合幹部による組合「引きまわし」や「人民裁判的」大衆団交などを目の当たりして、労使双方への失望感を強めていったのではないかと思われる。

(22) 吾妻は戦後間もない一九四七年、前掲「私法学界」二四頁で、山中康雄『市民社会と民法』(日本評論社・一九四六)に言及しながら、つぎのように述べていた。

「マルクスの社会観の脆弱性は法律思想なり法律概念なりを補遺的原理として社会生活の内面にとり入れることなし

に、いわば生産力という経済面からひたすら眺めている点にあり、いわば経済理論の独裁にあるので、マルクシズムの思想を法律学から、いまあらためてとり上げる場合には、右のような意味で法学の側からの建設的理論の展開が望ましい。

(23) 浅井清信「労働法学界」法律時報一二巻一二号(一九四九・一二)一一頁。

(24) 沼田稻次郎「批評と紹介／山中康雄著『労働者権の確立』、吾妻光俊著『労働法の基本問題』」季刊法律学七号(一九四九・一〇)一四四頁。

(25) 同前・書評一四五頁。

(26) 同前・書評一四六頁。

(27) 蓼沼・前掲「一橋」七七頁。

(28) 吾妻は、「立場」を異にするとしながらも、沼田の業績を高く評価していた。すなわち「学会展望／労働法」私法四号(一九五一)一四五頁において、吾妻は戦後五年を経過しても、労働法学の体系構築はまだ不十分であるとしながら、つぎのように述べている。「しかし問題は体系への努力であり、志向である。……最近「沼田―引用者」の『労働法学「正しくは『労働法論』―同』序説』は労働法理論の哲学的基礎づけを目指するものとして……体系への努力の殆んど唯一のものとして、高く評価したい」と。そしてこのあと、吾妻は、「ただ、『沼田による―同』その基礎づけが、実定法理論、更に、労働関係の実態把握との渾然たる統一にまでもたらされるどうかを興味深く見守ろうと思っている」と続けている。右に引用した文の後段部分の「実定法理論と労働関係実態把握の渾然たる統一」という記述は吾妻にとっての、あるべき労働法体系書のあり方として、思い描いていたものを示しているのではないかろうか。

(29) 本稿は東京商科大学研究年報・法学研究五卷(一九四一)に発表されたものであるが、原題では「世襲農地制と所有権概念の動搖」となっていた。なお同稿は同書に収められるにあたり、後半部分が大幅に加筆されている。

(30) 同論文の初出は、一橋論叢九巻五号(一九四二)である。なお、その原題を「学界展望／経済法と民法――経済法研究の一つの態度――」といふものであった。

(31) ただし吾妻は、そのような実作は「寥々たる有様」であるとし、当時よりも前に発表されていた我妻栄「近代法に於ける債権の優越的地位」法学志林二九巻六号(一九二七)一三一卷一〇号(一九二八)と同「資本主義生産組織に於ける所有権

の作用——資本主義と私法の研究への「寄与としてのカルネルの所論」——」法学協会雑誌四五卷三号—同卷五号（一九二七）の二つをそのような研究の具体例としてあげていた（いずれも、戦後、同『近代法に於ける債権の優越的地位』〔有斐閣・一九五三〕に収録された）。

### 三 吾妻労働法学＝労働力のコントロール論の展開

#### 1 労働力のコントロール論とその批判

吾妻は『労働法の基本問題』のなかで「労働力の（集団的）コントロール」というキー概念を駆使することによって、「労働組合」「争議行為」および「労働協約」、そして国家による法定最低労働基準の設定、さらには争議調停や裁判による紛争解決にいたるまで、あらゆる労働法領域における問題事項を説明している。それゆえに、「労働力コントロール論」とは吾妻の、別名ないしは代名詞として多くの論者により用いられている。

それは、同書のなかで、つぎのような論理展開において論じられていたものである。まず、労働関係は契約関係として捉えられる。工場生産に代表される近代的生産関係は分業と協業の結合のなかに営まれるが、そこでは使用者によって集団的な労働力の支配のもとに利用される。ただし民法典は現実の生産過程において、無力である（同前書二九一三二頁）。労働条件は使用者により、一方的に決定される。労働者の労働力を結集する労働組合はこれに対し、使用者による労働力のコントロール領域に割り込んでいく。その最たるものは争議時である。そこにおいて労働組合は組員の労働力を集団的にコントロールすることにより、職場からこれらを引き上げて、使用者にその

要求への受諾ないし譲歩を求める。なお争議行為の法的意義は、傘下の労働力のコントロールにあるので、それを超える「生産管理」には正当性が認められない。つぎに労働協約の意義は組合員の労働力の支配領域を労使のあいだで「画する」ことにある。その権限の分配と基準を協約のなかに定めるのである（同前書一二〇一一二二頁）。最低労働条件を定める労働基準法は「職場に実現されつつある労働力に対する、国家の直接のコントロールを目指すものである」（同前書一六二二頁）。それはさらに、「労働条件の基準決定についての国家の介入」と「かくしてわくを与えられた労働条件の実現についての国家の介入」という二つの態様のもとになされる（同前書一六四一一六五頁）。最後に吾妻は、国家の介入による紛争解決に言及し、調停と裁判について述べている。なお本書では、不当労働行為制度については言及されていない。<sup>(1)</sup>

労働力の「コントロール」という表現の意味や是非については、『労働法の基本問題』刊行当時から議論があつた<sup>(2)</sup>。蓼沼は、吾妻が「コントロール」という当時日本語として馴染んでいなかつた言葉をあえて使用した理由として、「支配」が静止的・固定的な人身拘束的色彩をおびたものを連想させるものであり、他方労働組合が組合員の労働力を使用者との対抗関係のなかで動的に統制することに着目したことによるのではないかと推測している。吾妻自身はこの点について『基本問題』のなかで、労働組合による、集団的組織付けの比喩として、「支配」では、「労働組合の組合員労働力に対する一種の物権的支配」（傍線—引用者）を表わすことになり、これを避けるために、あえて「コントロール」と表現したとのべている部分がある。<sup>(3)</sup>なおそれが比喩として用いられている場合と、労働法学の、民法学のそれと区別された固有の原理を説明するキー概念としていわれることが混在していることは、すでに指摘されているところである。<sup>(5)</sup>

沼田は先の『労働法の基本問題』を取り上げた書評のなかで、まず同書からつぎのような抜き書きをしていく。<sup>(6)</sup>

「このコントロールは組合員の全人格に及ぶものではなく、『労働力の処分乃至その発動』という点に、なかなかその後者のコントロールの対象を求める」(七五頁)。『この集団的統制は労働力に対するものであつて、労働者に対するものではない』(一一六頁)。労働組合は『労働力の団体的統一的コントロールの発現態』である。それは『正確には労働力団体』である(一九九頁)。／「使用者も亦労働力に対してコントロールを加える。それも『労働力に対する組織づけであつて労働者に対するものではない。労働力が労働者的人格と不離一体の関係にあることを理由として労働力の支配から労働者の支配をひき出すことは不当である』(一二二四頁)。『労働力に対するコントロールの調節として、労働力に対する労資両側からの組織づけの機能の接点』が労働協約の中核だ、そして『この二重の組織づけのうちに……』(一二九頁)」。

そして右のように吾妻の文章を引用した(傍線一重引用者)あと、沼田はつぎのように、これを批評している。

「以上に引用した如く、『労働力のコントロール』は労働組合も使用者も行う。その内容は『支配』であったり、『統制』であつたり、『組織づけ』であつたり、あまりコントロールされない内容をもつている」。

ただし沼田はこのように皮肉をまじえて評しながらも、それらが相互に連関し、具体的状況に応じていずれかの機能が主として現われると善解したうえで、「問題は、『労働力のコントロール』が実定法たる労働法を基礎とする範疇であるということはいかに検証されていることかということ」であるとする。そして沼田は、労働組合が単に労働力のコントローラーであるにとどまらず、<sup>(8)</sup>「生ける労働者の解放の組織」でもあり、労働者から切り離された労働力を考えながら、労働力の商品性を否定する吾妻の「労働力」とは法的には一体何なのかと批判している。経済学等の他の学問分野とは自ずと異なる法律学独自の分析・理解・把握を示すとしながらも、吾妻は後述するように労働者の使用者に対する「人格的な従属ないし支配」は近代市民法における法人格の平等・独立性の理念に反する

との消極的な根拠をのべながら、労使関係を労働力の「コントロール」をめぐる関係と捉えている。それゆえに沼田は後年、吾妻理論について、社会政策は、資本主義社会における労働力の維持・培養のための政策であると捉えた大河内一男（一九〇五～一九八四）の「生産力理論」の法学版であると特徴付けて<sup>(9)</sup>いる。そのような理解は、もちろん、法律学を他の社会科学、とくに経済学との混交を厳しく戒める吾妻にとっては、その真意に反し、不満であつたのでないと推測する。しかし、他者から見れば、そのような理解もなさざるをえなかつたのも事実であつたと思われる。

そして『基本問題』の一年四ヶ月後、同じく一九五〇年四月に刊行された『有斐閣全書』と『法律普及全書』といふ二つの『労働法（入門）』では、もはや労働力の「コントロール」という文言は一切用いられていない。すなわち、同文言は世に吾妻理論の代名詞として喧伝されているにもかかわらず、それは主に『労働法に基本問題』のなかでしか、見ることができない。では吾妻は、沼田をはじめとする論者の批判を受け入れたのであらうか。吾妻が自身に投げかけられた疑問や批判に明確な反批判や応答をしなかつたのは、先述した。吾妻はそれらを蓼沼が推測するように、「超越的批判、見解の相違」と受け止めたのではないかと思われる。『有斐閣全書』以降、これに代わって用いられているのは、かつて「物権的支配」を連想させるとして排除した「支配」という文言である。片岡は、この点についてそれが一種の社会的機能を表わすものであるがゆえに、一度それを通じて労働法の理論体系が確立され、その内容が透視可能となれば、背後に退き、単に理論体系の思想的基盤としての地位に甘んじることになるのだと解している<sup>(10)</sup>。

## (1) アメリカ労働法の研究

労働者の労働力は、生産手段に関する「自由な所有権」が「契約の自由」を通じて使用者のコントロールのもとにおかれる。これが労働法的な規制の対象である——。吾妻は、このように捉えている。そして片岡は、吾妻がこのような着想をえたのは、一方には、アメリカ労働法の研究があり、他方では、ドイツ労働法学における労働者の「人格的」従属性理解への批判があると指摘している。<sup>(12)</sup>

そして吾妻がそのような方法をアメリカ労働法の展開把握として、実作のなかで示そうとしたのが、先に示したように『労働法の展開』に収められた「アメリカ労働運動と反トラスト法」と「タフト・ハートレー法の成立の成立」という二つの論考である。とくに「シャーマン法とアメリカ労働規制」を原題とする前者は三回にわたって一九四六年春に、法律時報誌に連載されたものである。戦後、吾妻の著作活動は同稿をもつて再開されたのである（なお後者の原題は「アメリカ労働法の転機——タフト・ハートレー法の成立」というものであった<sup>(13)</sup>）。

すなわち片岡の言によれば、「シャーマン法以来のアメリカ労働規制は、労働組合を労働力の独占組織ないしは労働力取引のための組織として捉え、それが『州際取引』<sup>(14)</sup>もしくは『商品の自由な流通』に対してもどのような影響をあたえるかという一貫した視覚から問題としてきた」。こうして、労働運動なし労使関係が労働力の概念を機軸として展開するとしても、それを商品取引の側面に限定して法的規制の対象とする限り、いまだ一面的であるとの基本的認識が成立する。「私〔片岡一引用者〕には、商品の取引・生産の両面にわたる労働力の秩序づけ、及びそれをめぐって労・使並びに国家の二者から展開される関係、こういった要素を基軸にして労働法の全体的な理論を発展させようとする……基本構想が、すでにアメリカ労働規制の『法社会史的分析』を通じて、ほぼその輪郭が描き出されているように思われるるのである。そのため、……労働法に固有な観念の分析を通じて『労働力のコント

ロール』なる概念を抽出する過程は、かえってアメリカ労働法の『法社会史的分析』に基づいて得られて観念を開き、それを検証する過程ともみられるのである」とする。<sup>(15)</sup>

吾妻自身は前者に関する執筆意図について、戦後矢継ぎ早になされていった労働法制定と改正にともない「アメリカの労働法の影響が予想される状態の下、その歴史的背景を顧慮することによって、無批判的な攝取を警戒すること」に目的の一<sup>(16)</sup>半があつた」と述べている。これはその後『有斐閣全書／労働法』中第四章「労働法の研究」において、つぎのように述べている部分が対応しよう。すなわち、吾妻は外国法の研究を行なうとしても、「それは結局参考として顧みられるべきでだということであつて、わが労働法の研究としては、当然のことながら、日本の労働事情や労働法規のたんねんな分析を通して、わが国の労働法の理論を樹立することが第一歩である」(五一頁)としている。吾妻にとって、その戦前・戦後を通じて好んで使用した言葉でいえば、比較法研究は、あくまでも「他山の石」としての扱いであった。すなわちこのような吾妻の言を踏まえて考えれば、私には、片岡は吾妻におけるアメリカ労働法研究の意義を重視し過ぎているようにも思われる。

## (2) 労働者の「人格的従属性」論の否定

他方「労働力のコントロール」はワイメアール・ドイツ以来の労働法学における中心概念である「労働の従属性 Abhängigkeit der Arbeit」を批判することが基礎となっている。その原型は、『労働法の展開』に収められている法律タイムズ誌一巻五・六号および七号（一九四七）に発表された「労働の従属性」〔一〕・〔二〕であった。同論文は労働法の対象決定を「労働の他人決定」に求めるのが一般的であるが、それは何故かということを問題としている（同書一九九頁）。吾妻はいう。「命令と服従とは労働の『人格的従属』として觀念あるべきもの」であるならば、それ

は「労働人格でもこれを財貨視するのでないかぎりそこに人格的支配を觀ずることはまさに論理の飛躍にほかな  
らない」(同前書二〇九頁)。「もし『人格的な従属』ということばを支持するのであればそれは個人人格から切離さ  
れた労働力を財貨と同様に支配するという意味にのみ理解すべきことになる。従つてこれを裏から表現すれば、所  
有権の労働に対する機能は労働力の支配に止まり、労働人格の支配に及び得ぬ」ということが近代法の根本命題であ  
る」(同前書二〇九—二一〇頁)——。このような議論に対し、峯村光郎は、同書刊行當時つきのような批判的感想  
を寄せていた。<sup>(17)</sup>

「教授の断定は、『従属性の観念に新らしい角度から迫る』というよりは、人間労働に対する形式的な、余りに  
形式的な観察と『近代法秩序を純粹な形で前提して』の仮定論ではなかろうか。……生きた力関係の対立のう  
ちに進展する労働法の把握としては、静態的すぎるのみならず非機能的といわれるべきではないか」。

これは、吾妻が市民法々理を抽象化・固定化する一方で、労働法の動態的な把握を疎かにするものではないかと  
いうものであったのか。こうした批判も、吾妻の秩序志向批判と並んで、繰り返し議論されたものであった。吾妻  
の「従属労働論」批判は、とくに、わが国「戦後労働法学」に大いなる影響を及ぼしていたジンツハイマー Hugo  
Sinzheimer (一八七五—一九四五) の理論を批判することを通じてなされた。詳しくは、「労働法の基本問題」一一  
九頁以下および『有斐閣全書／労働法』三一五一三一九頁でのべられているが、片岡は議論の要点を四つにまとめ  
ている。<sup>(18)</sup>すなわち一つは、所有権と労働力とが所有権に含まれる権力により統一されるというときの論理矛盾——  
統一される労働力と統一する所有権との統一——である。二つは、契約を媒介とする人格的支配＝従属は自家撞着  
であるということ。三つは、経済的には、そのような事実を肯定できようと、従属性を法的概念として承認すること  
は、労使のあいだの支配＝従属関係を妥当視することにならないかということである。第四は、従属性概念は静

的で、動的な労働法の十分な基礎とはなりえないということである。これらのなかでも中心となっているのは、第三点であろう。すなわち近代社会において、人と人との結びつきは、互いの交渉・取引を通じた自由な意思の合致である契約を媒介にして、当事者間の財産的な取引として実現される。ところが雇用労働においては、合意を通じて人格的支配＝従属関係が出現するというのは、自己矛盾ではないかということである。

吾妻がジンツハイマー批判を通じて、労働の従属性論を批判するのは、片岡がいうようなワイマール・ドイツ以来のドイツ法理というよりも、むしろ戦前からすでにそれに依拠してきた日本の労働法学に対しても、これを批判するということが意図されていたのではないかろうか。その中心となっているのは、次の点であろう。すなわち互いに自由・平等・独立の法的人格たる人による意思の合致たる契約を媒介にして、一方の、他方に対する人格的支配＝従属関係が出現するというのは、自己矛盾ではないか――。吾妻の場合、このように捉えつつ、そのことから、沼田のように自由意思の虚偽性批判に向うのではなく、実質的自由は、労働力の集団的コントロールを通じて回復するとしている。<sup>(20)</sup>しかし今日、吾妻は「人格的」従属に「拘泥しすぎたのではないか」と指摘している。すなわち通常の労働関係において「人的」従属は、労働者の独立性云々と必ずしも結び付くものではないのではないかといわれている。“personlich”は「人的」と訳すべきであり、一方が他方の指揮命令にしたがつて労務提供をするのは、労働契約の内容として当然であり、そのような契約履行方式から、ただちに法的に一方が他方に人格的に従属すると考へるのは形式に過ぎるのではないか。「人格的」ではなく「人的」従属とは、以上のことを客観的に表現しているのであると指摘されている。<sup>(21)</sup>しかし当時わが国では、“personlich”を「人的」ではなく、「人格的」と邦訳するのがむしろ、一般的であったのではないかということを考慮する必要があろう。すなわち、そのような理解は吾妻一人のものではなかった。たとえば吾妻を厳しく批判する沼田の場合も、労働の「人格的」従属性を問題としていた。<sup>(22)</sup>

(1) なお毛塚・前掲書評三頁はこの点について、そこにいう「労働組合」が現実のそれではなく、理念型として提出されたものであることに関連しているのではないかとする。しかし同制度が本格的に導入されたのは、現行法への改正（一九四九年六月）以後であるから、一九四五年一二月制定の旧労組法のもとについた本書で取り上げられていないのは、むしろ当然であったのではないか。

(2) なお、そのような文言は、吾妻が『労働法の基礎問題』公刊（同書の奥付によれば、一九四八年一二月）に二ヶ月先立つ同年一〇月に刊行された新労働文庫二『労働法』（中央労働学園）——文字通り文庫サイズの、かつての岩波文庫一つ星ほどの厚さのもの——のなかで初めて使われていた（有泉・前掲「一九四八年回顧」四三頁は、同書を「手頃な入門書と推薦できる。著者の手堅い、中正な法理論が手ぎわよく述べられている」と評していた）。ただし、それは全一一八頁の小著のなか、国による労働条件規制について説明している箇所（一〇五頁）と、使用者のそれに対し、労働組合による「労働力のコントロール」としての争議行為と労働協約をあげているところ（一一五頁）の二箇所のみであった。すなわち吾妻労働法学を貫くキーワードは、上記書籍の、それまでの議論をまとめる最終章（第六章「労働法とは何か」）において、いわば唐突に出現したのであった。

- (3) 蓼沼・前掲「人と学説」一五頁。
- (4) 吾妻・前掲『基本問題』一一〇一一一頁。
- (5) 毛塚・前掲書評三頁。
- (6) 沼田・前掲書評一四六一四七頁。
- (7) 同前一四七頁。
- (8) 同前書評。なお久保敬治・下井隆史『労働法を学ぶ人のために』（世界思想社・一九七五）八頁（久保）も、「労働力のコントロール理論における最大の課題は、労働力についての法的分析がなされていないことである」と指摘している。
- (9) 沼田稻次郎『社会法理論の総括』（頸草書房・一九七五）一二頁。
- (10) 蓼沼・前掲「労働法学」四九九頁。「座談会（司会）山内進・（出席者）蓼沼謙一ほか／創立期の一橋大学法学部」『一橋

大学法学部の五〇〇年』（一橋大学大学院法学研究科・法学部、一〇〇一）三〇—三一頁、三七—三八頁には、今とは異なる大學の大らかさと、吾妻の風貌を伝える次のようなエピソードが紹介されている。すなわち吾妻の講義は受講者を魅了する名講義であったという（吾妻は教室に六法全書のみを持参し、教壇におくが、それを聞くこともなく、適度な間をとり、ゆっくり説明するというものであったようだ）。しかし、非常に休講が多く、講義は年に六、七回程度であったようだ。しかも掲示板にその旨の連絡もなく休んだという。ある日講義の途中、一人の学生が立ち上がり「先生の講義是非常にいいが、休講が多すぎる」と苦情をのべた。吾妻はそれを聞きながら、しばらく窓外を眺めていた。他の受講生が、吾妻が何をいうか固唾を呑んで待つていると、吾妻は学生の発言に応えることなく、何事もなかったかのように、そのまま講義を続けたという（好美清光および勝田有恒発言）。このような吾妻の対応には、自説への批判に、一切応えなかつたことと共通するものがあるようと思われる。

(11) 片岡・前掲書二〇頁。なお吾妻・後掲「労働争議の社会学的意義」一〇五頁の冒頭「はしがき」中「労働力のコントロール」という文言が肯定的に現われている。そのような事実は蓼沼・前掲「人と学説」一六頁がいうように、吾妻理論の基調はいささかも変更されていないこと意味していようか。

(12)

片岡・前掲書一四頁、一九頁。

(13)

参考までに 同稿の目次構成を示せば、つぎのようなものである。

〔アメリカ労働運動と反トラスト法〕

### 緒言

- 一 シャーマン法のなりたち
- 二 シャーマン法以後

(1) クレートン法の幻滅／(2) ワグナー法と重圧の移転

### 三 シャーマン法の運用

- (1) シャーマン法施行直後／(2) ダンベリー帽子工事件／(3) デュプレックス事件／(4) コロナド事件／(5) 二、三の判決／(6) ベッドフォード石材事件

## 四 総括

(1) 適用への賛否 / (2) 総括  
「タフト・ハートレー法の成立」

緒言 / 一 タフト・ハートレー法まで / 二 タフト・ハートレー法の構想 / 三 ワグナー法の修正 / 四 調停  
・斡旋機関の創設と非常措置 / 五 労働組合の責任 / 六 実情調査委員会 / 七 総括

なお前者につきはぼ考察対象を同じくする蓼沼の二つの「罷業権の生成過程」私法(一九五一)五号と一橋大学法学会  
〔編〕『現代法学の諸問題』(頃草書房・一九五一)を併せて参照。蓼沼・前掲「人と学説」一四頁は、後年の「アメリカ労働  
法の発展」一橋論叢二二卷四号(一九五〇)を吾妻のアメリカ労働法研究の頂点にたち、かつ総括的論文であるとしてい  
る。

- (14) 片岡・前掲書一四一一五頁。
- (15) 同前書一六頁。
- (16) 吾妻・前掲「私法学界」六七一頁。
- (17) 峯村・前掲論文一二六頁。
- (18) ジンツ・ハイマーの労働法論については、Hugo Sinzheimer, Grundzüge des Arbeitsrechts, 2 Aufl., 1927 の邦訳である同  
／榎崎二郎・蓼沼謙一「共訳」『労働法原理』〔第一版〕(東京大学出版会・一九七一〔第二版〕)により知ることができる。  
またジンツ・ハイマーの評伝として、久保敬治「ある法学者の人生・フォーゴ・ジンツ・ハイマー」(三省堂・一九八六)があ  
る。また同書に関連して、同『フォーゴ・ジンツ・ハイマーとドイツ労働法』(信山社・一九九八)も併せて参考。
- (19) 片岡・前掲書一九一一〇頁。
- (20) 毛塚・前掲書三頁。
- (21) 西谷敏『規制が支える自己決定・労働法的規制システムの再構築』(法律文化社・一〇〇四)二二六一一七頁。
- (22) たとえば沼田稻次郎『労働法論序説』(勁草書房・一九五〇)一六二頁参照。なお蓼沼謙一「労働法の対象——従属労働  
論の検討——」現代労働法講座1『労働法の基礎理論』(総合労働研究所・一九八一)七六頁以下、とくに七八頁以下は  
「人(格)的従属」と表記して論じている。

#### 四 労働法学の概念と体系の構築

吾妻は、片岡が指摘する<sup>(1)</sup>ように、「労働の従属性」とくに「人格的従属性」を基礎に労働法の諸概念を構成しようとしたことに對し、労働力と人格との分離を前提として労働者の法的人格の独立性を承認した近代市民法のもとでは、使用者の支配は「労働力」のそれに限定されなければならないという「労働力の集団的コントロール」という鍵概念<sup>\*コンセプト</sup>把握を基礎にして、労働法学上の諸概念の構築を行ない、その体系化を試みている。

#### 1 労働法学における諸概念

吾妻は『基本問題』、『有斐閣全書／労働法』および『現代法学全書／労働法』において、労働法学固有ないし特有の基礎的概念として、(一)労働法上の主体、(二)権利、(三)行為、(四)(労使)関係という4つの範疇<sup>カテゴリー</sup>をとりあげて、市民法と対比させて論じている。『基本問題』における「原型」は、『有斐閣全書／労働法』以降、法律条文を引きながら、具体的な説明となっていく。そして『基本問題』から『法政大学出版部／労働法』——その目次構成は、吾妻による從来の、多くの概説書・入門書と同じく『有斐閣全書／労働法』のそれをほぼ踏襲している——までは、「従属労働論」の否定に導かれた、諸概念についての説明は、総括的に各々の著書の最後でのべられていた。これに対し、一九五六年刊行の『現代法学全書／労働法〔正〕』では、総論—各論という伝統的な法律書の構成にしたがいつつ、総論部分で取り扱われている。その後、同書の正・統篇を合わせた『労働法概論』以降、その扱いが継承されている。吾妻は『労働法の基本問題』および『有斐閣全書／労働法』において、労働法の歴史が古代ローマに

まで遡る民法などとは異なり、短く、関連する概念理解も、各人各様で、一般に通用する定義がないがゆえに、労働法の体系を一通り説明したのちに、それらを「総括」(前者)ないし「結論」(後者)として、説明するとのべて<sup>(2)</sup>いた。これに対し『現代法学全書／労働法』においては、総論で言及されるにいたつたのは、戦後一〇年を経て、これらの諸概念に関する基本的共通理解が出来上がりつつあるということを意味しようか。本稿でも、片岡の方法<sup>(3)</sup>にならって、四つの基礎的概念に関する吾妻の説明に耳を傾けてみよう。

(一) 労働法上の主体

ここで取り上げるべきは、「労働者」「使用者」そして「労働組合」である。しかし

前二者は、それぞれ労使関係のなかにおける、もう一方との関係のなかで相対的に導き出されるものである。しかし吾妻にいわせれば、それ自体民法上の権利主体たる地位を「何かモディファイする」ものではない(『有斐閣全書／労働法』二九七—二九八頁)。その「労働者」「使用者」という、主体的属性は一種の身分関係を示すことから、近代法における法的人格概念と背馳するがゆえに、「法技術的な観念」であるとしていた(『基本問題』一九六一—一九七頁)。労働法学上の「労働側の唯一」の主体として取り扱われるのは、労働組合のみである。法人格取得により、近代法的人格概念の内に列せられながらも、「それはあくまでも労働力の結集の組織であり、労働力の団体的統一的コントロールの発現態である」(同前書一九九頁)。すなわち労働組合の、労働者自らの労働力をその参加した団体の共同支配のもとにおく組織という法的主体性は労働法学において、初めて現われる。すなわち「労働組合の本質は……労働者による労働力の自主的支配の組織であり、争議行為に裏づけられた団体交渉によって、労働力に対して、使用者との間に共同支配の秩序をもたらし、もって、労働者の生活の安定と、生産力の向上とを目指すもの」である(『有斐閣全書／労働法』三〇五頁)。このように吾妻は、労働組合というものが法人格取得の有無に関係なく、民法の法人概念をもつては、法的に把握できるもの

ではないことを明らかにしている。ただし片岡が指摘するように、『現代法学全書』においては、労働法成立の原動力は労働者の生活問題であり、労働法の規制対象も、労働者の生活関係の一部でなければならぬとして、労働者概念が労働法にとって、欠くことのできないものとなつていく。<sup>(4)</sup> すなわち同書のなかで、吾妻は「人格の抽象的承認から、その実質的な保障へと法律制度の関心が進展することを示すものであり、……労働法の市民法に対する特性があらわれる」(六〇頁)とのべている。

(二) 労働法上の権利

労働法上の独自の権利としては、「労働権」「團結権」「団体交渉権」「争議権」の四つがある。労働権をのぞく三つの権利類型はいずれも労働組合をめぐるものである。吾妻は、『有斐閣全書／労働法』のなかで、これら三つが「労働者がその團結をとおして自己の労働力を排他的かつ独占的に支配（ないし統制）する機能」を意味するとして、市民法上の物に対する支配権である所有権と対比して、論じている(三〇六一三一〇頁)。すなわちまず、所有権が個人権であるのに対し、團結権等にみられる労働力に対する支配権はその本質上集団を通して実現される。労働者は個人として自らの労働力の主人となることはできない。つきに所有権がそれ自体自己完結的な権利である(『現代法学全書』六四頁では、さらに「孤立性」を付加している)のに対し、團結権等は相互依存の関係にある。第三に所有権が物的支配に関する「静止的」なものに対し、労働基本権は労働者の人格と結合する労働力を支配するための機能であるところから「流動的」なものである。さらに労働基本権を所有権と「対立」させて考察すれば、生産手段上の所有権の、労働力に対する支配が「契約」を通して実現される(なお吾妻は、使用者が一方的に決めた就業規則により労働条件が決定されるというのは「事実として労働力が支配されている状態」と捉えている)。これに対し労働組合運動は使用者の一方的支配が労働者の生活状態を脅かすことから、これを排除しようとする運動であるが、そ

れが権利としての意識を含んでいることが労働基本権の基礎をなしているとのべている。なお労働基本権に対するすべく考案された「經營權」というものについて、吾妻は法的意味を有せず、「所有權を有名無実ならしめる

ような労働基本権の進出を防止しようとする、一箇の政策的理論にすぎない」(『基本問題』一一〇八一二〇九頁、『有斐閣全書／労働法』三〇九—三一〇頁)と捉えている。

(三) 労働法上の行為　労働法特有の行為として『基本問題』(二二〇頁以下)は「団体交渉」と「争議行為」を扱っていた。これに対し『有斐閣全書／労働法』(三一〇頁以下および『現代法学全書／労働法』六六一六八頁)では後者を、「広い意味での団体交渉」であるしながら、「一つの闘争手段であつて、決して話し合いではない」として、「争議行為の行為としての性格を焦点に、労働法上の行為の特質」について述べるという記述方式に改められている。すなわち争議行為は団体の行為として実行されるという点では、法人や会社のそれと同じである。しかし争議行為は前二者とは異なり、理事とか代表者だけが全体を代表して取引に当たるのでなく、一致団結して全体として行動する。すなわち「争議行為という労働法上の行為は、取引でもなければ、…取引の交渉でもなく、法律行為とも不法行為ともつかず、また…団体の目的活動であるけれども、代表とか代理などという観念とも相容れない団体行動である、等々、結局民法とか商法とか刑法とかの、いわゆる近代法典が持ちあわせている観念で割り切ることのできない複雑な性質をも」(『労働法上の一種独特的行為』)である(三一一頁)。このような争議行為の意義について言及している部分も、わが国の戦後労働法学の形成に与えた影響は、大きなものがあつたであろう。

(四) 労働「関係」と労働協約　労働法上独特な「関係」として『基本問題』(二二九一二二一八頁)で吾妻が論じているのは、もっぱら従属労働論とその批判であった。これに対し『有斐閣全書／労働法』(三一五—三二〇)

頁)では、使用者と個人としての労働者との関係として従属労働論を批判しながら、使用者と労働組合との集団的なそれとしての労働協約について述べている。

前者について、吾妻はいう。使用者と労働者とのあいだの個別的労働関係は民法上契約による結びつきと捉えられるのに対し、労働法的特徴を示すものとして「従属労働」「労働の他人決定」ということがいわれた。これに対し吾妻は先にも言及したように、つぎのようにのべて、その人格的従属論への批判を開拓する。「使用者の支配的地位は、決して労働者を支配する地位ではなく、また近代法の下に、かかる人に対する支配関係は——封建的なものとして——認められるものではない。従つて、私は、使用者が労働力を——特にその経済的価値に於て——支配するという現象が、いわゆる従属労働の本体であると考える。……しかし、それは一つの帰結に過ぎないのであって、決して原理ではない。……この支配は単に事実上の支配であつて、決して法的な支配ではない。法的な支配という以上、近代法の中にこれを基礎づける原理がなければならないが、生産手段の所有者たるに過ぎない使用者が労働力を支配する法的権限を持つ理はなく、もしそれを認めれば、近代法の契約概念と矛盾する」(三二七—三一八頁)。一方、労働協約に関しては、以下のように論じる。すなわちその成立に際し、使用者と労働組合との間の合意によって成立することから、契約としての側面を有するかもしれない。しかしそれは労働力の支配権の具体化であり、客觀化であるとし、その反射的作用として、使用者の「労働力に対する事実的支配」を制限する作用を持つ(三二〇頁)。なお『現代法学全書／労働法』(六八一七二頁)では、「労働法上の法律関係としての、労使関係の意義」について、争議行為を代表とする「動態的労使関係」と「労働争議のいわば到達点としての労働協約」を「静態的労使関係」と名づけて区別している。

## 2 吾妻「労働法学体系」の構築

つぎに吾妻は、「労働力の（集団的）コントロール」という着想のもとに、民法的に把握することができない労働法上の諸概念を基礎に、その法的体系化をつぎのように描いている。

### (1) 労働法とは何か——その意義——

労働法について『労働法の基本問題』では、「労働力の組織づけに関連する法」ないし「労働力の組織づけの秩序を定める法」(二二八頁、傍線—引用者)としていた。そこでは、労働法が取り上げるのは、集団的にコントロールされた労働力の状態であり、またそれのみであるということ、つまり封建社会とは異なり、身分的な主従関係にあるものではないことと、民法が静態的なものであるのに対し、労働力の組織付けという動態的な性格を示すということの二つのこと(二二三〇頁)が、含意されていた。従来の法体系は、その適用対象である生活関係に着目して定義されてきたが、労働法の場合、民法とは異なり、適用対象のみならず、規制する法それ自体の性格から定義されている点で特徴的である(二二九頁)。つぎに『有斐閣全書／労働法』では、「労働法は、『労働力に対する支配関係』を対象とする法と見るべきだ」としている(三二五頁、傍線—引用者)。これは「従属労働論」への批判を明確に打ち出したものであろう。また吾妻は「使用者の……といわないことの理由として、労働組合の結成および争議行為や労働協約もまた、労働力に対する支配の組織化であるからであると説明している。さらに労働保護法にも言及して、労働法は「労働力の支配についての法であると同時に、国家が労働力を支配する法である」とする(三二七頁)。ほぼ同時に刊行された『労働法入門(法学普及講座)』では、「労働力の支配関係に直接間接に手をつけ、殊に

労働組合の支配をのばし、経営者の支配を抑えて、労働者の生活を守ろうとする法律」(二三七頁、傍線—引用者)とする。これに對し『法政大学出版部／労働法』では「われわれは、労働法とは労働力の集団的組織づけを、労働組合、國家、使用者の間に分配する法である」と定義付けている(二三三頁、傍線—引用者)。

以上のように、吾妻にとって、労働法が労働力の集団的な「組織付け」ないし「支配」に関する分配の法であるという点は一貫している。吾妻は、上記のような労働法それ自体に關する概念規定を、從属労働論批判を通じて展開している。ただしそれは、労働組合も、使用者も労働者(=組合員)の「労働力の支配」ないし「組織づけ」を實現するものとして捉えることでは、兩者同じレベルのものということにならう。確かにそこには、吾妻にとっての、民法と異なる労働法の独自性とは何かを明らかにするという意図が込められている。しかしながら片岡が指摘<sup>(5)</sup>するように、「主張者の主觀的意図はともあれ、そこには明白に、労働法独自の根本的価値原理が欠如している」といえよう。すなわち「労働法は、『組織づけられた労働力』を対象として、一体いかなる立場からこれに規制を加えようとするのであるか」(傍点—引用者)。吾妻は、労働法がその適用対象のみならず、規制する法の性格から定義される点で、他の法分野とくらべて特徵的であるとしながらも、その重点はもっぱら前者にあつた。これに対し『現代法学全書／労働法』では、新しい概念規定が採用されている<sup>(6)</sup>。すなわち吾妻は、冒頭、市民法の構造に端を発する労使間の社会的勢力不均衡が、労働者の階級的構成と、その生活不安=労働問題を生み出し、それが労働法成立の原動力であるとし、「このような歴史的事実から出發して、労働法なる体系が、いかなる規制の態度を以つて、対象たる生活関係を規律するかを検討しなければならない」(四八頁)とする。

そこではまず、労働法の適用対象について「労働生活に含まれる生活関係につき、他の法体系の觀念の規制となるものを除外しつつ、労働法固有の対象となる生活関係の特色を明らかにする必要がある」(同前所)とする。すな

わち労働法は一方で、民法と適用対象を共通にするが、労働法は民法の視野に入らない、労働条件決定に際しての労使間の力関係、雇用関係から切り離された労働者（＝求職者・失業者）の生活難、労使の集団的対抗関係の表現である労働争議やその背景にある集団的労使関係のあり方、さらに現実の労使関係の基盤たる近代的生産が多数の労働者の協業と分業により成立することなどの諸事実を基礎とする。もう一方労働法は労働者の生活保障を内容とするかぎり、契約の範疇を超える点で社会法——今日いう「社会保障法」——と同一歩調をとるが、後者は労使関係という生活関係から離れている点で異なる（同前書四八一五一頁<sup>(8)</sup>）。つぎに、その「規制」のあり方に着目したとき、上記のことと「関連せしめられる労働者の生存権の確保にありとする立場から」、つぎのような特徴が見られる。すなわちまず、「労使の社会的勢力の均衡を求める労働運動をめぐる労使関係に関するかぎり、労働法は、この勢力関係の調節を図ることをその規制の態度とする」（同前書五一頁）。そして「労使の社会的勢力関係の不均衡の上にたつ、労使の関係に対しては、労働法は、労働者の生存権の保障の理念に立って、労働者の最適生活水準の確保、殊に、労働条件の最低水準の確保という角度から、使用者の社会的勢力に基づく、支配的機能を抑制する態度を採用する」（同前所）として、両者の扱いを異にしている。

さて、このように從来、労働法を労働力の集団的な「組織付け」ないし「支配」に関する分配の法と捉えていたのに対し、『現代法学全書／労働法』では、その背後にある労使間の「勢力格差」に言及していることが特徴的である。そして片岡は、労働問題の法的秩序づけの実質的内容が、労使間の勢力配分ないし調整・均衡に求められてゐる点では同じであるが、それは「言葉の置きかえ」ではなく、「労働人格から抽象された『労働力』を対象として労働法の概念規定を行なう際に伴わざるをえない抽象性、無原理性に対し一定の反省を前提としている」とのべている。<sup>(9)</sup>なお片岡は、吾妻による、このような体系化が法社会史的研究態度に由来するとしている。しかし先にのべた

ようには、それは吾妻にとって法律学全体を貫く方法論であり、むしろ「労働力の集団的コントロール」という発想を基礎にしたものと理解すべきものと考える。またそれは、先に言及したようにドイツ労働法学への批判ではなく、むしろ、それに依拠した日本法理への徹底的な批判であると考えるべきであろう。

## (2) 労働法体系をいかに理解するのか

つぎに吾妻は労働法の体系として、当初から「労働団体法」と「労働保護法」の二分法——今日では「集団的労使関係法」と「個別的労使関係法」と呼称されることもある——をもって、捉えていた。<sup>(10)</sup> すなわち憲法二七条および二八条における労働権保障と団結権保障とをうけ、『有斐閣全書／労働法』では、後者が「労働組合による労働力支配に確認と保障とを与えた」とし、前者が「使用者の労働力支配に関する国家の干渉であり、参加」であるとして、それぞれの法規を分類している。<sup>(11)</sup> そして『現代法学全書／労働法』(五四頁)では、(1)労働組合運動をめぐる労使関係についての法規、(2)労働条件の保護を目的とする法規、(3)労働者の就業を保障することを目的とする法規、(4)労働者の職場外の生活を保護する法規、(5)労働行政機関に関する法規および(6)公務員・公共企業体職員に関する法規の六つに分類し、これらを二つの法分野に当てはめている(同前書七一一七三頁)。すなわち前著よりも詳しく、団体法について労働力をめぐる社会的権力関係の調節を焦点とする法領域であると同時に、それが使用者の一方的支配を前提とせず、労働者の集団的・組織化のもと、その集団的統制力を基盤とする社会的権力との対立関係の調整を目的とするとのべている(同前書七五頁)。一方労働保護法に関しては、使用者に著しく傾いている社会的権力関係を、抑制し、また労働者の力を伸張させて、「権力不均衡から生じた、労働者の生活不安を除去することを目的とする法制」であると位置付けている。

- (1) 片岡・前掲書二一一二二頁。
- (2) 吾妻・前掲『基本問題』一九三一九四頁、同・前掲『有斐閣全書／労働法』二九一頁。なお同前書二九三頁で、吾妻は、労働法に特有の諸概念について、労働法制を相互に結び付ける「系」にたとえ、それがまとまって労働法という「織物」ができると説明していた。
- (3) 片岡・前掲書二二一三〇頁。ただし同所では、四つの基礎概念中（三）行為に関する言及はない。
- (4) 同前書二四頁。ただしこの点について同所は、吾妻は労働者概念を積極的に定立し、その上で労働法の概念構成を実現するという立場を回避しており、それは『労働力のコントロール』概念を基礎に出発した当初の理論構想が、最後まで強くその基底を支配していることを物語る」とのべている。
- (5) 同前書三三頁。
- (6) このような吾妻の態度を毛塚・前掲書評四頁は、吾妻が労働法の「理念」を語ることにあまりに禁欲的であつたのではないかと評している。
- (7) 片岡・前掲書三四頁。なお同所は、これを「労働法は、労働者の生存権の保障なし確保を理念として、労働者の生存を規定する労使の社会的勢力関係を規制する法」と要約しているが、はたして、それが十分であるかどうかは、本文が示すよう検討されるべきであるように思われる。
- (8) 吾妻は、戦後わが国で初めて著わされた本格的な社会保障法の体系書である『社会保障法』（有斐閣・一九五七）を「法律学全集」の一冊（第四九巻）として刊行している。
- (9) 片岡・前掲書三五—三六頁。
- (10) 同前書三六一三七頁。
- (11) ただし吾妻『有斐閣全書／労働法』三二九一三三〇頁は、最近では「労働市場法」「雇用保障法」という名称をもつて区別される職業安定法や失業保険法（雇用保険法）については、国家による失業労働力の掌握として、また間接かつ微弱であるが、使用者の労働力支配に影響を及ぼすものであるとして、労働保護法のなかに分類している。

## 五 吾妻労働法学の成熟と展開

### 1 「市民法と労働法との協業と分業」把握の提示

吾妻は既述のように新たな社会現象、なかんずく労働問題について、民法法理は適切に対応しえないがゆえに労働法学が出現したと捉えていた。一九五〇年代にいたり、吾妻はこの点について「市民法と労働法との協業と分業」という定式を示し、その内容をより明確にするにいたつた。すなわち私法学会誌一號（一九五四・四）二頁以下に掲載された「市民法の限界」は、その副題が示すように「試論」として、市民法体系との抵触が問われざるをえないものの典型としての争議行為と労働協約のうち、前者を素材しながら（三頁）、つぎのように述べている。

それまで刑罰的な取締りの対象と捉えられてきた争議行為を、市民法体系が「承認」して「市民法体系の法理において是認し得るような論理構造」を付与する試み（六頁）がなされた。それは一方で、これを労働契約の集団的解除とし、他方で労働契約が日々更新されるとして、争議行為の債務不履行責任を回避させようと試みるものであつた。しかし結局は「争議行為は、市民法上債務不履行として構成されるべき「ものであつて—引用者。以下、同じ」、「労働法的な理解とは異なり」集団的な労働の不提供を以てせずしては、労働条件の決定に対する集団の圧力と統制との原動力たる「ものと把握する」ことがない。これが争議行為と市民法体系との基本的関係なのである」（八頁）。こうして争議行為は一方で市民法体系の前では、それを危うくさせる契機を含むとして、刑法上取締

りの対象となつたり、「そのような行動に関与したものに対し」損害賠償の責任を惹き起させざるをえない。しか  
し他方では、それが「労働者の生活安定への必須の手段」としての役割を現実の労使関係世界ではたしていること  
を考慮して、その合法性を承認せざるをえない。そこで實際は「両種の原理の統合ではなく、むしろ「両者間の政  
策的な」調節のみが可能である」(九頁)。市民法体系を貫徹させるかぎり、労働法法理の存在の余地がない。そこ  
で市民法の側での「自己抑制」が求められる。それは具体的には「争議行為の本体としての集団の圧力と統制と  
を、その評価の外において放任し、更に進んで、その圧力と統制の必然の効果「である使用者等における損害発  
生」につき、市民法原理を適用しない」ということを意味する(一一頁)。しかし争議行為の「集団の圧力と統制と  
が、市民法の根本理念、なんばく、個人の自由尊厳の思想を背景とする契約理論なし刑法における個人の法益  
擁護の諸制度と矛盾し、これを否定するような場合には、市民法は、自己の体系を維持するために、これを違法と  
評価する」。たとえば争議行為が純粹な政治ストという形態をとるとき、それは「労使関係というわくをのりこえ」  
た場合として、市民法上の違法評価にさらされ、また争議行為に付随する暴行・脅迫は一般刑法上の犯罪行為とし  
て処理される(一一一二頁)。もちろん「いかなる場合に、争議行為が、市民法体系と相容れないものとして評価  
されるかの範囲を定めることは、頗る微妙であり、流動的でさえある」(同前所)。

吾妻は、争議行為が労働組合による「集団の圧力と統制」のもと、労使間の労働条件決定を中心とした関係秩序  
の維持形成に有用であるかぎりにおいて、市民法は介入すべきではないとする。そして、もしも「この範囲を超えて  
て、市民法の原理が、集団の圧力と統制の内面にまで侵入することは、結局において、市民法の崩壊をもたらす危  
険を内在せしめる」(一一二頁)と吾妻は解している。このような「市民法の自己抑制は、実は、市民法と労働法との  
分業とも称することができよう」(同前所)<sup>(1)</sup>。吾妻によれば、市民法が労働問題に適用されないのは、あくまでもそ

の自制によるにすぎないのである。ここに、吾妻的特徴が現われている。

上記のよう吾妻は、労働力の集団的コントロール論を基礎に、以上のように市民法と労働法の関係を明瞭にさせたが、それは同時に、労働法の側においても、その独自の法理を市民法体系の内部に向って無限に拡大することはできないという限界を設けるということでもあった。<sup>(2)</sup> 吾妻は先にふれたように『労働法の基本問題』のなかで、労働法（学）を「労働力の組織づけに関連する法」と把握しているが、それはすでに使用者のもとに集団的に存在するものを対象としている。使用者が労働契約の締結を通じて、個々の労働者の持つ労働力の利用を実現するまでは、労働法（々法理）が適用されるべき領域とはしないのである。すなわち吾妻は、同前書のなかで明確に、労働契約を特に労働法の問題としてとり上げる必要はなく、またそれは不当だと考えている（二二九頁）とのべていた。このことは、典型的には、その解雇理論において示されている。吾妻は後日、『解雇』（勧草書房・一九五六）のなかで、つぎのように論じている。すなわち使用者の、労働者に対する「社会的権力」の源泉である解雇を、労働運動は制限する対抗性を有する（三〇頁）。それは使用者の「より良質な労働力を「確保するため」に労働能率が低かたり、協調性に欠けたり、職場秩序を乱す者などを排除したり——引用者」更に、企業を維持する限度での労働力を「実現するために人員整理の対象とする——同」（同前書六〇頁）という考え方を労働者の生活安定の要請から制約しようとすると。しかしそれは、労働組合の事実上の圧力をもつて実現しようとするものであり、法的に制限するものではない（同所）。労基法もまた、監督行政と罰則をもつて、同法の解雇規定に違反することを防止することのみを目的とするものであり、民法の解雇に関する効力要件を修正するものではない（同前書四〇—四一頁）。また市民法上の法概念である解雇権濫用法理（民法一条三項）は、個々の労使関係において、解雇により労働者の生存ないし生活が脅かされる程度等の個別、具体的な事情如何により、「極めて、例外的、特殊的な場合にのみ」、その法

理の発動を期待できるものにすぎない（同前書七四一七五頁）。吾妻にとって、そこには使用者の解雇権に対する生存権法理の照射による法原理的変更（沼田稻次郎）などというものは存在しないとしている。

こうして吾妻は労働法々理の射程距離を限界付けるが、それは労働法学としての致命的欠陥を表わすものであった。なお、これについては後で言及する。

## 2 「法社会史的」研究から「法社会学」研究への興味転移

つぎに吾妻にとって、労働法学のみならず、法学研究の根本的な研究態度であるところの、法社会史的研究方法ないし態度においても、時間的な経過のなかで一定の展開あるいは変容が見られる。敗戦直後『労働法の展開』所収論文のなかで定式化され、『労働法の基本問題』で詳しく論じられたとき、それは対象事実に関する法「社会学」的な研究を先行させ、その成果としての理解や認識を踏まえたうえで、実定法の法解釈およびその体系化がなされるべきであるという、いわば認識と実践とを区別するという発想、および、その二元論的方法が必然的に排されていたことに注意しなければならない。<sup>(3)</sup> それゆえに吾妻は『基本問題』において「法社会学の台頭は、社会学の体系として……見るべきものを生み出してはいない」（七頁）と否定的にのべて、これを法学の研究対象として扱っていなかった。そして、このような発想は吾妻にとって、戦後にいたつてから抱懐されたものではなかった。すなわち吾妻は戦前から、民法の分野において事実のあり様に関する法社会学的研究は必要であっても、法的事実の調査であれば、それはあくまでも社会学であって、法律学ではないとの見解を表明していた。吾妻は先に引用した『統制經濟の法理論』所収の「民法と經濟法」のなかで法社会学について、つぎのように把握し、評価している。<sup>(4)</sup>

「法社会学の主張は、法が社会学的な方法によってとらえるべきことを唱導するにもっぱらであって、法の現

実性の内容についてこれをいかに理解すべきかに及ぼない。ここにややもすれば法を社会的事実、したがつてまた経済事象の反映としてこれを抽象化し、手段視する個人主義的態度に陥る危険があらわれ、また法の規範としての意義を不当に軽視することになる」（一一六—一一七頁）。

右に引用した文章の後段の「個人主義的態度」云々という言い回しは、戦時統制經濟のもとにあつた当時の社会状況を直接的に反映したものであるが、法律学における主要な課題としての法解釈の意義を重視する姿勢が明瞭に示されているように思われる。そうであるが故に、吾妻は法社会学を拒否する態度をとつていた。ところが『労働法の基礎問題』から一年四ヵ月後に刊行された『有斐閣全書／労働法』では、先に引用したように「……労働生活なり労働問題なりの法社会学的研究が不可欠なのである。／しかし、右にいわゆる法社会学的研究は、決して労働法規の研究と切り離して行わるべきものではない。ことに法規の解釈と全く絶縁された法社会学的研究などということは、法律学の領域では無価値である」（四九一五〇頁、傍線—引用者）とのべている。すなわち両者をくらべたとき、わずかな時間しか経過していないにもかかわらず、私には法社会学への態度が微妙に変化しているようにも思われる。つまり法社会学を全面的に峻拒する、すなわち法律学の一分野として処遇することを否定するという強い態度は希薄化している。またこれに関連するのか「労働力のコントロール」と言う文言と同様に、「法社会史的」研究という表記は、以後用いられず、むしろ「社会学」ないし「法社会学」という文言が使用されている。一九五二年に発表された論考の表題は「労働争議の社会学的意義」<sup>(5)</sup>であり、一九五四年のそれは「法学と社会学的方法——労働法理論を中心として——」<sup>(6)</sup>であった。前者で、吾妻は、労働争議に法的性格の分析や争議行為の理論構成ではなく、「最近における私の関心は、むしろ、争議行為の社会学的意義に向けられている」（一〇五頁）とのべている。後者は、「法を政治・経済・文化その他万般の社会現象の一環として把握しよう」とし、また、政治学、経済学、

歴史学、その他の社会科学の領域に踏み出して、その総合的認識の上に、法の理論体系を探究しようとする」ことを「法学における社会学的方法」と呼んでいる(同前論文一九九頁)。それは、対象となる「社会問題の中に座を占める生活関係」が法規範の対象としてふさわしい程度に、擬結し、殊に、それが成文化されたときに、初めて本格化する。ただし吾妻は「法学の面においては、一面において、社会学的方法の名の下に、他の科学の成果を借用することによって、法学たるをやめるか、あるいは、その極力排斥する、実定法中心主義のミイラ取りになるか、そのいざれかに身を墜<sup>(7)</sup>する危険と闘わなければならぬ」(同前論文二〇二頁)と注意を喚起している。そして労働法学は、従来の私法体系が予定しない社会現象である、労働争議ないし争議行為と労働協約を、その俎上にのせることを必至としている(同前所)。このように、そこでのべられていることをみるかぎり、きわめて抽象的ながらも、それは従来「法社会史的方法」として主張していたことを繰り返しているものといえるかもしれない。反面そうであるならば、何故に呼称を改めたのかという疑問をもたざるをえない。しかし、その後の著作をみるとかぎり、「法社会学」という表現は、一般にいわれる学問対象としてのそれをさすものではないようと思われる。のちに初学者に「法律学に対する興味と関心をさそうような入門書」<sup>(7)</sup>として執筆された『法学入門』(青林書院新社・一九六四)のなかで、吾妻は「法社会学的研究」として、つぎのように述べている(一二七一一九頁)。

「研究態度のうえで、社会現象をそのさながらの姿で、したがって、そのなまなましい現実を残るくまなくとらえるというのが、いわゆる社会学的な態度なのだと私は考えている。……私は、社会的現実を分析し、とらえる角度は、政治学・経済学・法律学等、それぞれの専門分野のがわから手をつけるほかないのであり、それを徹底し深めてゆくことによって、自然に他の学問の領域と接触し、最後にはこれらを統一して、社会的現実そのものの核心に迫ってゆく、というのが、研究の正しい態度だと考えているのである。……/法社会学とい

う立場は、法学の角度から、社会現象に肉薄してゆき、またそこで得られた現実認識を通じて、ありかえつて法の認識を深めようとする研究態度であり、したがってこの態度に徹することによって、法学研究はその目的地に達することができる。／要するに、法社会学は、法の現実的認識をその目標とする学問的立場であり、この現実認識に徹することによって、法の理論をうち立てようとする立場であるといつてもよいであろう。社会学一般が、社会現象一般の認識と理解とを対象とするのに対して、特別社会学とも称すべきである。／…法学を研究する場合に、法を一個の社会現象として研究し、抽象的な法規のたんなる形式論的な分析に止まらないことが、とくに法学研究にとって、肝要であることを注意すれば、私の目的は達せられるのである。／もちろん、従来、法社会学の名において主張された理論や、その立場に立つ法学者によって行なわれた研究が、文字どおりこの立場に徹することができたかは、別の問題であり、疑問である。ことに、この立場は、ややもすると、ある一つの学問から眺められた社会現象を、他の学問の角度からのそれに無理に応用したり、逆に、他の学問の角度からの研究を、自己の学問のがわからぬ研究に無批判に利用したりする弊をまぬがれていふとはいえない。われわれは、こうした態度はできるだけ避けて、目は広く社会現象の認識という方向に定めながら、あくまで自己の専攻する学問の性質に忠実に、その学問ほんらいの研究対象——法学についていえば法律現象——につき、その学間にふさわしい方法に徹しつつ、現実認識の努力をつづけることが、絶対に必要であることを、銘記しなければならない」。

以上、あえて長々と引用した。吾妻は従来と同じく、法律学を、他の政治学や経済学等の隣接学問と方法的に混交することを厳しくいざめている。しかしその方では「法社会学は、法の現実認識をその目的とする学問的立場」であるとし、かつてとは異なり、これを法律学の分野から排除するという厳しい態度が改められている。また

法社会学＝法的立場からの事実認識・理解と捉えて、法解釈とは別個のものとして区別し、それを踏まえた解釈が実現すべきものとしているようにも読める。今日、法律学がただ条文等の概念構成や解釈技法を駆使することによって、社会的妥当性を有する法的理義・解釈が実現できると考える者はいない。吾妻のいう、社会的事実への背景事情や歴史、さらに比較法的な興味・関心をいだき、知ることにより、妥当な解釈が導かれるのであろう。しかし、ここでいう「法社会学的研究」は、かつて吾妻がとった「法社会史的研究態度」と同じものであろうか。むしろ、これを変更して、二元的構成を承認したものであるといえようか。<sup>(8)</sup> このような理解は、法社会学的方法論に立脚する、片岡のいう<sup>(9)</sup>「社会学的法律学」へと接近していくことを意味するのであろうか。残念ながら私は、いずれとも判断しようがない。

### 3 比較法的研究への関心・再認

さらに吾妻が晩年とくに関心を寄せていたのは、労働法に関する比較法研究であった<sup>(10)</sup>。蓼沼がこの点に関する吾妻の業績として注目しているのは、一九六八年に刊行された『労働法』(学陽書房)というA五版一三〇頁ほどの小著である。本書にいう「労働法」とは北米大陸にいうそれ、つまり「労使関係法」のことであり、労働保護法をふくまず、労働団体法と、関連して公共部門労働法を附加しているものである。<sup>(11)</sup> 吾妻は同書の第一章「労働法研究への手びき」の冒頭で、先進資本主義諸国における「労使関係の実体、労働法制の現状、労働法理論の内容に着眼し、さらに、これら三者の歴史的な展開を総合的に関連づけて理解することによってのみ、……自国の労働法理論の発展に利用することができる」(三三頁)とのべている。

すなわち吾妻は「自身の労働法研究の体験から、日頃感じていること」(一頁)として、つぎのようにいう。ま

ず、労働法の適用対象となっている、自国の「労使関係の実際に眼をつけ」（同前所）、その現状や、これまでの歴史的経緯について考察しなければならない。のこと自体、他の法律分野でも変わらないが、労働法学の場合は、特に重要であるという。その理由として吾妻は、「法律の歴史が浅く、体系の地固めも不十分」であること、それにはなによりも、「労使関係という社会現象の歴史が浅く、まだまだ、一種の過渡期にある」ことをあげている（同前所）。ここまで、「法社会学的研究方法」として吾妻が『労働法の展開』や『労働法の基本問題』以来、繰り返し言及してきたものと同じであろう。しかし吾妻はさらに、つぎのように続ける。すなわち「一国の労使関係とか労働問題に眼をつける場合にも……他の国々でのそれとの関係を考えないわけにはゆかない」（二頁）。とくに日本は、その近代化の過程において政治・経済・法律等の各（学問）分野で、当時の先進資本主義国である英米独仏から、大きな影響を受けてきたことから、「欧米の労使関係・労働法制・労働法理論について……日本の側から関心を持つ、ということは、極めて自然である」。しかしながら「欧米と日本との比較、特に、日本の労働法を理解するための裝備」をえるという意味での実体の比較は、決して容易なものではないと注意を喚起している。吾妻によれば、「いちばん、無意味なのは、彼我の法制を、その表現上の異同にそって、比較するやり方である」という。すなわち具体的に、「労働組合とか、労使関係とか、労働争議等々の概念についての定義づけや、その法律的な処理の仕方は、それぞれの国でのこれら社会現象の歴史的な展開の経過、その到達点としての現状の実体に応じて行なわれているのであって、この実体面での比較こそが、法制の前提条件になるからである」（以上、同前所）。

法を学ぶにあたって、法社会学的研究に並んで、比較法研究と歴史的研究の重要性は、初学者向けに執筆された前掲『法学入門』（一九六四）おいても、吾妻が強調にしていたことである。<sup>(13)</sup> そのことが、本書でより具体的に詳細に述べられている。ただし、それが同書のなかで、どれだけ実現したかは、いうまでもなく別問題であろう。蓼

沼はこの点について、各國労使関係の実体把握について、歐米との対比したときの、個別的現象面を超えた構造分析は不十分であり、労資関係の実体・法制・法理論の三者の関連付けについての叙述も「モザイク的感を免れぬものとなつてゐる」として——それは「学界未解決の困難な問題」であると付け加えているが——、その評価はきわめて厳しい。<sup>(14)</sup> しかいすれにせよ、このような労働法研究への接近方法が、終生方法論にこだわり、模索し続けた吾妻がたどり着いたものであることは、確かにあらう。

(1) 吾妻はその後、経済学を専攻する者を対象とした啓発的連載稿である「労働法講座第2稿／労働争議と法律制度——序論——」経済セミナー九号(一九五七)三九頁で、両者の分業関係を「労働争議の社会的影響を最小限度に限定しようとする立場」を労働法体系とする一方、「争議行為そのものの法による原理」とは市民法体系であるとし、処理する機関も前者は「行政上の調整機関であり、後者は裁判所である」と説明している。そしてこのような分業関係は、労働関係の実体、すなわちその社会意識によって裏付けられているとしている。

(2) 片岡・前掲書三八一三九頁。

(3) 蓼沼・前掲「労働法字」一〇九頁。

(4) 併せて戦前の論考である吾妻「書評／戒能通孝『法律社会学の諸問題』」一橋論叢一巻六号(一九四三)九六頁以下参考。吾妻はその末尾(一〇一一〇二頁)で、慎重な言い回しながら法社会学に消極的な態度をとらざるを得ない理由をつぎのように説明していた。すなわち「法律社会学が法を実定的な法秩序乃至法概念の形式性から、社会的現実に向つて解放し、社会学的操作によつて、『生きた法』を取り出そうと努力し」たとしても、「歴史的現実」という如き最も主体的具体的な現実の把握に於てこそ、最も厳格なる科学的操作を手段とすべきことが看過されるべきではないと考えたいのである。つまり法律社会学の行う解放は、それが同時に新たな束縛を伴うことが意識されぬときに、それが法律学的思考に與える弛緩を恐れる」と。

(5) 一橋大学法学会〔編〕『現代法学の諸問題』(勁草書房・一九五一)一〇五頁以下。なお蓼沼・前掲「人と学説」一七頁

は、同論文について、吾妻の方法論に関する「基本的立場の特色がクッキリ浮びあががっている」と評している。しかし私は、労使双方の態度も、組織も、紛争の自主交渉による解決を困難ならしめている点に「前近代的段階」にあると指摘する前段部分（一〇五—一六頁）はともかく、争議行為に政治・経済・文化の複雑な要素の「混交」がみられるが、「われわれは必然的に、そこに、市民法秩序の反発を期待することになる」（一一八頁）という後段（一一六—一二一頁）の論旨を理解することは、到底できないものであった。

(6) 一橋論叢三三巻三号（一九五四）一九七頁以下。

(7) 同書は『法学』（新紀元社・一九五二）を原型とし、『法学序説』（青林書院・一九五八）について、憲・民・商・刑・労働・社会保障法への「手びき」を付加するなど増補され、併せて書名が改題されたものである（吾妻は「『序説』とよぶのは固苦しく、『入門』のほうが本書の内容にマッチしていると考えたから」と説明している）。

(8) 同じくマルクス主義に依拠する、あるいは唯物史観的理説を基礎としながらも、認識と解釈とを峻別すべしという「立場」（渡辺洋三）もある。その点に関しては吾妻はその対極的立場にあった沼田と同じく、そのような解釈態度に批判的であった。この点に関しては奇しくも、両者共通している。

(9) 片岡・前掲書四九頁以下。

(10) 本稿でも先に言及したが、一九五〇年刊行の『有斐閣全書／労働法』でも、第四章「労働法の方法」として外国法研究の意義に言及しており、むしろ吾妻には当初から、そのような意図はあったというべきかもしれない。

(11) 蓼沼・前掲「労働法学」一一一頁および同・前掲「一橋」八〇頁。本書には、「学陽全書」版と「自治大学校〔監修〕地方公務員研修選書」版という、二つの版がある。その刊行年月日も、頁数も、同一であるが、前者がハード・カバー、後者はソフト・カバーであるという造本が異なり、かつ岸昌（自治大学校長〈当時〉）の「序」が付されている。また蓼沼・同前「一橋」八〇頁が本書を吾妻の「ご逝去の前年に刊行された」としているのは、吾妻の没年の西暦（一九七三年）と本書の刊行元号年（昭和四三年）とを、混同しているものと思われる。

(12) このような本書の原型となつたのは、吾妻が「法律学者の眼に映つた日本の労使関係をザックバランに語つてみると、といふ行き方をしてみた」（「はしがき」ii頁）とのべている『労使と法律』（JIL文庫・一九六四）という新書サイズの小著であろう。

(13) 吾妻・前掲『法学入門』一三〇—一三六頁。  
(14) 蓼沼・前掲「労働法学」一一一頁。

## 六 吾妻労働法学に対する評価と陥穽

### 1 吾妻理論に対する評価

以上本稿では、吾妻の法学方法論および労働法学の基本的枠組みについて、戦後初期の作品群を中心に考察し、それが時間的な経緯のなかで、どのように展開していったのかという視点から、その概要の把握に努めてきた。そこで最後に、このような吾妻法学については、労働法学界のなかで一体どのように評価されてきたのかということを考察しておきたいと思う。まず、その法理を「法社会史的研究方法」として、特徴付けて詳細に検討した片岡は、つぎのように述べている(前掲書四二頁)。

「労働問題の法的、秩序づけが強く意識されればされるだけ、労働問題に対する接近の視角もまた自<sup>(マニ)</sup>から厳しく限定されることとなり、結局理論全体をとおしてみると、資本主義体制の枠を当然のこととして前提し、いわばこれを固定した上で労働問題の法的処理を構想することにならざるをえなかつたのではない<sup>(カ)</sup>。したがつてこの方法が、労働問題の解決をめぐる各種のイデオロギー的立場に立脚し、かつそれによつて制約をうけていることは、否定しえない事実である」。

また畠井常喜(一九三一)<sup>(2)</sup>は、「吾妻労働法学のになった歴史的役割り」として、つぎのように論評している。

「占領政策の助長から抑圧への転換のなかでその存立基盤すら権力的にうばわれかねない情勢が顕在化しつつあったとき」、労働基本権の担い手である労働組合運動の擁護が「支配的関心」であった労働法学に対し、「いまこの瞬間に秩序を」の思想を持ち込むことは、その真意にかかわらず、労働「組合運動にたいしてのコントロール理論として利用されてしまった」。また「労使関係の現実をありのままに法理化することを志向した『労働力の（集団的）コントロール』理論が逆に日本の労使関係の特殊的現実を捨象しひとり歩きすることによつて、かえつて法理によつて無理に現実を割切り、現実から乖離してしまつた」。

そして沼田稲次郎も、自らの社会＝労働法理論を総括する著作である『社会法理論の総括』（勁草書房・一九七五）のなかで、かつて『労働法の基本問題』について「書評」を発表して以来の、吾妻理論に対し本格的な論評を行なっているが、そのなかでつぎのように述べている（一二一一三頁）。

「私は吾妻理論の漲る近代精神（主体的属性として「労働者」を捉えることは近代法的人格概念に背馳するとの吾妻の主張—引用者）を評価すべきだと考えるし、この方向に労働法学を構築する可能性は十分ありえたと思う。……／＼だが、かかる発想に立つと、組合加入権の保障とか争議行為の民事免責の規定など、法的主体たる使用者の市民的自由の制約を含むものは、国家の合目的的・政策的立場からの例外的立法措置だといわざるをえない。また労働力のコントロールという社会現象としてとらえる限りは、使用者による労働力のコントロールも労働組合による労働力のコントロールも同質的現象とみざるをえないことにもなる。……だが「それは—引用者」、当時の支配的規範意識には受けいれにくい理論であつたし、労働運動の発展を志す立場から労働法の解釈学的理論を構築するという実践的関心からも、また、団結権・争議権等の法理をその規範的根拠と統一して打ち立てねば労働法学の体系的把握たりえないとする理論的関心からも容認されがたいものであつた

と思う」。

このようにみると結局いずれの論者も、吾妻理論がわが国一九四〇年代末から五〇年代初め（昭和二〇年代中頃）当時の社会状況のなかで果たした役割が客観的にみれば、労働組合運動を抑制するものであつたという消極的ないしは否定的に評価していることに共通性があるようと思われる。ただし、それは片岡が指摘し<sup>(3)</sup>、本稿でも先にみたように、多くの論者により吾妻の論考に対して当初から、繰り返し指摘されていたものでもあつた。そして今日では、このような吾妻労働法学に対する評価は、いわば定着したものとなつてゐるといえるかも知れない。「戦後労働法学」を総括し、新たな労働法理論の創造に向けての理論課題を模索するために」取り組まれた（「はしがき」四頁〔枠井〕）共同研究である『戦後労働法学説史』（労働旬報社・一九九六）に収められている論考の中で、たとえば浜村彰「團結権論」（一〇八頁）は先の片岡の記述を引用しながら、吾妻の議論は「高い水準の理論的一貫性を持っていたにもかかわらず、結果的には当時の労働運動に対して抑制的に機能したことから……強い批判を浴び、繼承者を見出すことのないまま孤高の労働法学として影響力を失つて」いったとのべている。また寺田博「団体交渉権論」三八四頁は、団交主体を労働組合とし、対象を協約締結に限定し、「政府が労組法改正で意図した旧労組法下の団体交渉の解体を理論的に支える役割をこの理論が果したことは否めない」とする。こうして片岡を始め、多くの論者が指摘するのは、吾妻が資本主義法の枠組みを自明の前提事実として、労働法的な秩序を実現しようとした意図していたことから、それは自ずと体制擁護的なものとならざるを得なかつたという点である。しかし蓼沼も、<sup>(4)</sup>いうように、はたしてそれが静態的にせよ、動態的にせよ、わが国実定労働法が資本制社会のそれである以上、それを前提とした法解釈論の精緻化を目論むことは当然のことであろう。今日問われるべきは『労働法の基本問題』を中心に、吾妻理論が時代状況のなかで事実上いかなる役割を果たしたかということではなく、むしろ何故

に吾妻の議論が「高い水準の理論的一貫性を持っていたにもかかわらず……継承者を見出すことのないまま孤高の「労働法学」(浜村)にとどまらざるをえなかつたのかといふことであろう。すなわち吾妻の労働法々理のなかに、理論的に継承されえないような致命的な難点ともいふべきものがあつたかどうか、そしてあつたとすれば、それはどのようなものなのかということであろう。しかしこのことについて考える前に、吾妻の戦後労働法学における積極的な貢献について言及しておきたい。

## 2 吾妻理論の戦後労働法学への積極的貢献

上記のように吾妻理論が戦後労働運動史のなかで果たした役割が否定的に解されながらも、他面、わが国戦後労働法学、とくに集団的労働法々理の形成について、吾妻が担つた大きくかつ積極的な側面について忘れてはならないであろう。<sup>(5)</sup> すなわち吾妻は戦後初期に表わし、本稿でもたびたび引証してきた『労働法の基本問題』における、労働組合が民法上の法人論をもつてしては、捉えきれないことの指摘、すなわち労働組合は代表の行為ではなく、個々の組合員の参加をもつて初めて初めて現実化するものであること、争議行為が契約理論では解決しえず、その正当性は違法性が阻却されるのではなく、権利行使であるがゆえのことである。憲法による労働基本権保障はそのことを示している。また労働協約においても、これを契約の類比をもつて構成するのではなく、「使用者と労働組合との規範設定の共同」としての性格は、協約の規範的効力に現われているとした。そして同書のなかの「体制」で示された議論は、初期の『労働協約』(経営評論社・一九四九)<sup>(6)</sup> や『有斐閣全書／労働法』、そして後年の『法律学演習講座／労働法』(青林書院・一九五四)さらに『現代法学全書／労働法』を通じて次第に洗練されていき、その解釈論理としての具体化・詳細化が実現されていった。以上のような書籍の該当箇所に目を通せば、今日学説が論じてい

るのとほぼ同じ議論が、これらの著作のなかで吾妻によりすでになされていることを見出すのもしばしばである。  
 それは吾妻理論が戦後労働法学——必ずしもかぎかっこ付きのそれではない——の基本的解釈原理の原型ないしルーツのひとつとなつていることを示している。このようなことは吾妻自身もいうように、実定法解釈に際し、解釈者の世界観ないし思想的な立場が異なつたとしても、それがただちに直接的に反映されるものではないがゆえに、吾妻の法学方法論あるいは労働法把握の基本的観点をたとえ支持しなくとも、その解釈の枠組を共有することには、何ら意外とするものではなかろう。吾妻が主に想定するのは、いまでもなく個別企業とその正規従業員で組織された労働組合とのあいだの企業内労使関係である。それは各国の歴史的背景やその発展段階の如何によつて異なるものであることを踏まえながらも、いわば日本の集団的労使関係を前提としている。吾妻の場合、使用者と労働組合との労働協約の締結を念頭に置いた団体交渉や争議行為、そしていわば休戦協定としての労働協約の締結をめぐる法的問題をいかに解決すべきかということが念頭に置かれていたものと思われる。今日わが国では、労働者の組合組織率がすでに二〇%をきるまでになつていて(二〇〇五年六月現在、一八・七%「民間企業の労働組合にかぎれば、一六・四%」)。このような状況は、吾妻のみならず、多くの同時代人にとって到底想像すらできないものであつたであろう。集団的労使関係法こそが労働法であるとする吾妻の姿勢は、彼自身も、「時代の子」であつたということ示しているのかもしれない。しかし集団的労使関係に関する問題が多く提起され、また労使の集團的な関係を通じて、個々の労働者の労働条件や待遇内容が改善され、そこに自主的法的なルールが実現していくのを助力するのが労働法の果たすべき役割であると考えていたのは、一人吾妻だけではなく、多くの論者に共通するものであつたのではなかろうか。<sup>(9)</sup>

### 3 吾妻理論の陥落——労働法からの契約法理の排除——

かつて磯田進は労働法の市民法に対する独自性を強調する学説多数説に対し、市民法と労働法との連続性を重視していた。しかしそれは吾妻とは異なり、認識と解釈の峻別という二元論の立場にたち、近代前の母班を色濃く残す日本の労使関係を、「理念的な」近代市民法々理によって批判的に處理しようとすると(10)。これに対し吾妻のいう「労働法と民法の協業と分業」という理解・把握は、労働法について日常使用者が労働契約を通じて獲得し、支配していた労働者の労働力を、労働組合がいかにして集団的に取り返すのかという観点から把握し、あくまでもそれが集団的なものでなければならぬとして、労働契約への関心をあえてもたゞ、むしろそれは民法の領域の問題として、労働法の範囲から追放していった。それは先に言及したけれども、片岡が「労働法体系の核心を『労働力の集団的組織づけ』におくために、労働契約概念を労働法固有の体系的領域外に放逐する結果となり、個別的労使関係の統一的法的構成を断念せざるをえない」という問題を残すこととなつた(11)と指摘しているところである。

吾妻の数多くの著作（入門書・概説書・体系書）のなかにおいては、初期の『労働法の基本問題』から『労働法』（法政大学出版部・一九五三<sup>(12)</sup>）にいたるまで、労働契約に関する言及はない。労働契約への言及がみられるようになつたのは、ようやく『現代法学全書／労働法』の続篇（一九五六）、および同書の正篇と併せて、統合した体系書である『労働法概論』（青林書院・一九五七<sup>(13)</sup>）においてであつた。ただしそれはあくまでも「労働契約の保護」という位置付けであった。吾妻は、この点について『労働法の基本問題』のなかで、つぎのように説明していた。すなわち労働「関係」は「契約的関係でもなく、その集合でもなく、組織づけられた労働力、ないしは労働力の組

織つけこそは……労働法の対象となる」(二二七頁)。すでに引用したが、吾妻は「私は……契約を特に労働法の問題としてとり上げる必要はない、またはそれは不当だと考へてゐる」(二二九頁)とまでいっている。なぜならば、それは、本稿でもこれまでたびたび取り上げてきたが、「契約を媒介とする人格的支配乃至従属ということは自己撞着に外ならない。人格的支配が労働関係の内容であれば、もはやこれをもたらすものは近代的な契約ではあり得ない」とし、「契約を媒介」に「創出された労働関係は少なくとも法律上は、人格的従属の関係ではありえない」(二二三頁、傍点一引用者)からであるとする。吾妻は、あくまでも近代法的な「契約という思想の建前」(二四頁)にこだわっている。すなわち使用者による労働者の「雇入れそのものは常に労働者の自由意思を通して行われ」るが、「この自由意思以外のモメントも法的には労働関係の成立の要件たり得ない……」。吾妻自身も、現実には使用者により一方的に労働条件が決定されることを承知している。しかし吾妻はたとえそうであるとしても、「労使相互間の経済力の差異は、両者の自由意思を規定するものではなく、そこに作出される契約関係の実質的な不平等を条件づけるに過ぎない」(傍点一原文、三五頁)として、近代市民法における当事者の法的対等性という建前に固執する。吾妻は『現代法學全書／労働法』においても、労働契約は「契約」として把握するかぎり、「労働法上の概念たり得ず、市民法の概念たるに止まり、従つて、労働法学の研究の対象となるものではない」(二八八頁)とのべている。ただし吾妻がこのような主題そのものについて、具体的にのべるのは、それから一〇年後、日本労働法学会の編集による新労働法講座第七巻『労働保護法Ⅰ』(有斐閣・一九六六)所収の論文「労働契約の法的性質」においてであった。

そこでは、冒頭、戦後日本の労働法学における労働契約論は「ドイツ理論の紹介を除けば、ほとんど見るべき業績を残さずに、今日に及んでいる」(八三頁)という挑発的な言葉——このような発言には、異論のある人も多かる

う——も見られる。しかし他の主題とも共通するが、同論文では『労働法の基本問題』ほどの強い断定的表現はみられず、穏やかな文体のなかで論じられている。

まず吾妻は労働法から契約を峻別しなければならない理由として、争議行為および労働協約と契約との関わりとして「労働法の着眼点」が「労使の社会的勢力関係から生ずる労働者の生活不安を、労使の社会的勢力関係に着眼しつつ処理するところにあるのであって、このような背景を前提としない契約概念ないし契約法理によって処理することは、不十分であるか、不適当であるかのいずれかに帰着する」（八八頁）とのべてている。しかし今日、土地取引であれ、消費者問題であれ、民法（学）においても、取引当事者間の「社会的勢力関係」を無視した契約を論じるということはありえなくなっている。<sup>(14)</sup> その意味では、吾妻の「契約」観は、近代市民社会成立当初の古典的かつ理念的なものにとどまつたままである。つぎに労基法と契約法理との関係について、労働基準法一三条を例として、「契約上の権利義務関係には適合するが、労働基準法によつては处罚の対象となるという矛盾を、市民法原理の側から進んで排除したもの」、つまり「市民法上の契約自由の原則の自己制約とも称すべき」ものと捉えている。これはかつて吾妻が市民法と労働法の「協業と分業」といつたことを改めて確認しているものであろう。さらに吾妻は「労働契約の法的性質」ということに筆を進めて、つぎのように述べている。すなわち労働契約が売買を典型とする「一回的な契約」とは異なり、賃貸借などと同様に継続的な性格を有するのに加えて、近代企業を前提として締結・展開・終了するものであるという「機構的背景」のもとに、民法上の契約とは異なり、(1)「時々刻々の経済事情その他の社会的事情を敏感に反映する」という「流動性」と、(2)近代企業経営の技術的構造に基づき、労働諸条件は「総合的に決定され、個々の労働契約において、個別的に決定される可能性は、絶無に近い」ものとなる（九一頁）と分析している。吾妻のいう「近代企業の技術的構造」に由来する二つの傾向のうち、前者は今日で

も、変わらない労働契約の特徴といえるかもしれない。しかし「絶無に近い」とされた後者については、賃金処遇を典型に、その「個別化」が進行しているのは、周知のことであろう。その意味では、吾妻が本稿を発表した一九六〇年代なかば頃と比べ、四〇年後の今日、労使関係を取り巻く環境は著しく大きな変貌をとげている。そして労使の勢力関係の「アンバランス」を是正するために、(一)労使の現実的な「力のアンバランスから生ずる事実状態「を」排除」することは一方で、労働保護法たる労働基準法等により、実現される。またもう一方(二)「労働契約において、労働者の個別的意思が決定的意味を持ち得ないことの関連で、労働の他人決定という事実上の傾向が生ずることが、労働組合運動によって是正され、ひいては、労使の社会学的能力関係より広い分野におけるアンバランスをとることに着眼する法律制度の立場である」集団的な労使自治により、「公正妥当な解決」が期待される（九四一九五頁）とする。このように吾妻は、労働契約に関わる諸問題はいずれも労働保護法および労働組合による、問題解決の実現を想定しているのである。しかしながら、先に言及したようにその割合がすでに二〇%を切り、さらに一八%台となるまでとなつてゐる組合組織率の長期的な低落傾向のなかでは、とくに中小企業や事業場内従業員数の少ないサービス業を中心とした第三次産業のなかで、労働組合に労働者の雇用条件や待遇の是正・確保することが困難な状況にいたつてゐることは、いまさらながらにいうまでもないことであらう。

要するに、今日においては吾妻が労働法からの契約の排除していった前提事実がことごとく消失し、議論の現実的根拠を見出しがたくなってしまつてゐる。一方、労働契約に関する法的問題は、吾妻が例としてあげていた出向事件（日立電子事件「東京地判昭和四一・三・三一労民集一七巻二号三六八頁」）のみならず、現代社会では、配置転換、あるいは職場における危険の予防と防止に関する安全配慮義務や、セクシュアル・ハラスメントにおける「職場環境保持義務」などの付随義務論の隆盛、あるいは契約終了したる解雇など労働契約に関わる多くの問題が数

多く提起されている。このようなことを考慮すれば、先に引用した片岡が指摘し、さらに近時毛塚もいうように労働法体系のなかから労働契約領域を欠落させたのは、「今日からすればやはり致命的欠陥である」という評価に帰着せざるをえない。<sup>(15)</sup> こうして結局吾妻に対しては、先の「法理によって無理に現実を割切り、現実から乖離してしまった」<sup>(16)</sup> という糸井の表現=評言に想いをいたさざるをえない。<sup>(17)</sup>

- (1) これについては片岡・前掲書四七頁（注）1がのべているように蓼沼謙一「学界回顧・労働法〔一九六五〕」法律時報三八巻一三号（一九六五）二六頁から吾妻の真意は同人からみて経済理論を直接的に法理論に導入した議論が多く見られた戦後直後の状況に対し、労働問題の「法」理論化の必要性を強調したものであるがゆえに、吾妻が資本主義体制の枠を固定した労働法理の構築を目指したと断定することはできないのではないかとの異論が表明された。これに対し片岡は蓼沼・同所の言を受け入れながらも、「しかし」「吾妻」教授の全理論を客観的にみた場合に、本文のような評価を生ずるのはやむをえない」と応じている。また横井芳弘「書評／方法論の確立と深化に関する基礎作業——片岡昇『現代労働法の理論』」季刊労働法六六号（一九六七）一六三頁も、片岡の主張を支持している。
- (2) 糸井常喜「占領政策の転換とともにならう労働法の再編と労働法学」沼田稻次郎教授還暦記念論文集・上巻『現代法と労働法学の課題』（総合労働研究所・一九七四）六四一一六四五頁。
- (3) 片岡・前掲書四七頁（注）1。
- (4) 蓼沼・前掲「学界回顧」二六頁。
- (5) 片岡・前掲書四一頁。
- (6) 本書については、本稿のなかで言及することができなかつたが、藤田若雄「書評／吾妻光俊著『労働協約』—秩序論者の悲願—」労働問題研究（中央労働学園）四〇号（一九五〇）八〇一八八頁が書評の筆をとっている。ただし藤田の主張は、端的にその副題に要約されているように思われる。
- (7) 毛塚・前掲書評三頁は、吾妻の、市民法には解消しない労働法独自の、新たな法理構成の実現に向けられた志向性は、

沼田理論の影響を受けながら活躍していった、戦後労働法学の主要な担い手であった蓼沼謙一や横井芳弘（一九二四～）に大きな影響を与えていたと評している。ここでは、蓼沼と吾妻理論との関係を考えてみたい。蓼沼の初期の作品であると同時に代表的な論考である「争議権の承認と争議行為の法的評価」（『一橋大学八〇周年記念論文集』下「勧草書房・一九五七）は、争議行為を同質的個人相互間の生活関係を前提とした市民法的秩序のもと、いわば例外的に違法性が阻却されると解すること＝違法性阻却説に反対し、それが市民法々理とは無縁であり、秩序形成過程としての独自の法的価値を承認されなければならないとするものである。しかし蓼沼の争議権論は、争議行為が労働者にとっての「権利行使」であり、構成要件・法律要件に該当しないがゆえに、そのような論理を機能しないと解するもの＝「権利行使説」でもない。それは、右のいずれでもない、いわば「第三の立場」とでもいうべきもの——蓼沼自らは「市民法評価排除説」と呼ぶ——である。同説は、吾妻が提起した権利行使説『労働法の基本問題』「有斐閣・一九四七」、同『法律学演習講座労働法』（青林書院・一九五四）などに示唆を受けつつ、それをさらに発展させたものであつたといつてよからう。なお蓼沼の争議権論についての諸論考は、今日ようやく同著作集第三巻『争議権論』（一）（信山社・二〇〇五）、第四巻同（二）（同・二〇〇六）に収録され、その全体像を容易に知ることができるようになった。また併せて同前二巻の各巻末に付された拙稿「解説」も併せて参照。私は、蓼沼は吾妻の「労働力の（集団的）コントロール理論」をとらなかつたけれども、法学方法論としての「法社会史的研究方法」については、これを繼承していると考えている。ただし蓼沼は、吾妻とは異なり、マルキシズムに対し親和的である。ところで蓼沼・前掲「人と学説」五五七—五五八頁および同「戦後労働法学の思い出／①草創期」季刊労働法（五九号）（一九九一）九六—九七頁では、指導教授としての吾妻光俊について言及されている。吾妻の蓼沼に対する研究指導は「ある意味では全くの野放し」であったという。そのようななかで吾妻が具体的にとった指導法は、吾妻が当時多忙のなかで引き受けた著書等の「一部または全部について……草稿を書かせる」というものであった。ただし事前の指示をとくにすることもなかつたので、否応なく吾妻の労働法「学説を徹底的に勉強することになった」という。このような蓼沼の言を裏付けるように、吾妻の前掲『労働協約』の「序」三頁には、同書「第二編」の資料蒐集について蓼沼の「労に俟つところが大であった」とし、吾妻・前掲『労働法』（法政大学出版局）の「序」の末尾では、同書の「成るにについて」蓼沼の「並々ならぬ援助を仰いだ」と記されている。さらに「一九九〇年代初めにいたるまで長きにわたり使用された、中央大学通信教育課程のテキストである『労働法』（同・一九五八）——蓼沼・前掲「草創期」九六頁は「某々大学」

とばかりして記しているが——は吾妻本人ではなく、蓼沼が執筆したものであった。蓼沼はこれについて、吾妻の「既存の著書と内容・叙述の変わらないものを書くわけにもいかず、実質的に内容の基本的同一性が維持される範囲で新しいことを付け加える」という難事業を強いられたから、いきおい吾妻説を隅から隅まで掘り下げる推敲することになった」と回想している。同書に頻出する「私は……」という部分に不自然さを感じざるをえないのは、このような事情に一因があったのかもしれない。吾妻は、このように自らの名で刊行される労働法概説書等の下書きや代筆をさせることを通じて、蓼沼をして自らの労働法学の体系的な理解を可能とさせ、さらにその批判的検討を実現させようと配慮したのかかもしれない。なお以上のことに関連して、参考までに蓼沼の「弟子」への「研究指導方法」についても言及しておく。吾妻と同じく「弟子が先生のエピゴーネンになることを、最も忌み嫌って」いる蓼沼の場合は、さらに徹底した「全くの野放し」であったといつてもよからう。すなわち蓼沼は、吾妻とは異なり、弟子たちに著書・論文等の草稿を書かせることはもちろん、資料の収集すらも指示することさえ一切なく、各自の自由な勉強にまかせ、ただ自ら主催する「比較労働法研究会」（ほぼ月一回の割合で開催されている）での報告・議論を研鑽の場とさせた。そして弟子たちが一旦職についた後には、「～君」から「～さん」と呼称もかえて、師弟關係というよりも、同じく労働法学を学ぶ者ないしは対等な研究者同士として対していている。蓼沼もまた吾妻と同じく、弟子が発表したことあらためて注意することもなければ、ほめることもせず、ただ自説への批判や言及に対しては、論文の抜き刷り等を受領したときの書簡等で反論や所感をのべている（ただし私の場合、そのような機会に恵まれたことはないが）。また蓼沼は弟子に対しても、行き届いた対他的社交的配慮をすることを忘れないといふことも付け加えておきたい。それはいわば徹底した市民社会主義者として姿勢を貫くものであるようと思われる。

### （8） 吾妻・前掲『現代法学全書／労働法』三一四頁。

（9） このことは、労働法学会が編集した四つの『講座』各巻の編別構成に思いをいたせば、容易に了解できることであろう。すなわち私法学会から独立して間もない日本労働法学会が初めて編集に取り組み、今日「旧講座」と略称される『労働法講座』（有斐閣・一九五六—一九五九）の場合、全七巻・八分冊のうち労働保護法に割り当てられたのは、第六巻一巻のみであった。これに対し同じく労働法学会が編集・刊行した最新の『講座21世紀の労働法』（同・二〇〇〇）においては、全八巻中、集団的労使関係に関する論考が掲載されているのは、第三巻の一部と第八巻のみである。約四〇年ほどの時間が経過するなか労使関係および労働法をとりまく社会的、経済的そして歴史的環境が変遷して、両者の、学的領域において占

める位置が逆転していることを端的に示しているといえるのではないか。

- (10) 磯田進（一九一五～二〇〇一）の労働法々理の特徴については、拙稿「磯田進著『労働法』（岩波新書）にみる法的発想と方法——市民法的労働法学に関するノート——」横井芳弘・辻村昌昭・篠原敏雄〔編〕『市民社会の変容と労働法』（信山社・二〇〇五）八一頁以下を参照。

(11) 片岡・前掲書四一一四二頁。

(12) 本書は、法政大学通信課程用テキスト（『労働法』I・II「一九五一」）を改稿したものである（同書「序」）。

(13) ただし私が参照したのは同書（新訂版・一九六四）であった。なお吾妻はその「はしがき」で「私の基本的立場は、以前と変わっていないが、具体的な問題についての考え方について修正を試みた部分も少くない」と述べている。

(14) たとえば吉田克己『現代市民社会と民法学』（日本評論社・一九九九）での議論を参照。

(15) 毛塚・前掲書評四頁。

(16) 粕井・前掲論文六四二頁。

(17) なお戦後労働契約論の変遷を追跡した石田眞「労働契約論」粕井〔編〕前掲書六二〇頁は、従属労働を媒介として労働契約を近代契約の理念＝人格の平等性を理由に否定する一方、労働契約を「市民法の概念」にとどまるとして、労働法学の対象範囲から放逐したことを、戦前の労働契約への批判としては「興味深いものがあったが、その結末は不毛であった」と評している。

## 七 結 び

所得や生活水準の向上とともになう階級意識の希薄化にかかる「中流」意識の拡大・普及という労働者の意識変化や、組合組織率の遞減に象徴的に示される労働組合運動の低迷と発言力の減退、そして産業構造や雇用・就業形態の変化などの諸事情を背景として、「プロ・レーバー pro-labour 労働法学」「戦後労働法学」の「見直し」「再検

討」が提唱され、すでに久しい。労働組合運動に親近性を示し、その運動論の構築についても意をくだいた、わが国「戦後労働法学」はかつて、労働者団結を必然的なものとして、その集団性を過度に重視したとして、今日では「生存権」理念に依拠するのではなく、労働者「個人」や「個人意思」の尊重ということが重視されるべきではないかと主張されている。さらには、より積極的に市民法法理への回帰を志向する学説も現われている。戦後わが国の労働法学において吾妻に対し、いわば極北の位置に立っていた沼田稻次郎は、先に引用した著作（前掲『社会法理論の総括』）のなかで吾妻が排除した「従属労働概念はいわば団結活動の根源的正当性を人間像の論理として根拠づける法的イデオロギーであった」（同前書一四頁、傍点一引用者）としていた。沼田の場合、もう一方において法解釈の具体的な展開のなかでは、労働者の規範意識のあり方を重視し、とくに「戦争被害者集団」としての労働者団体がはたすべき歴史的役割ということが強調されていった。<sup>(1)</sup>しかしその後、沼田は労働者のなかへの「中流意識」の浸透を背景に、従来の生存権に変わる法理念としての「人間の尊厳」ということを主張していった。しかしこれに対しても民法学説から、「沼田教授の認識は、生活が豊かになったから市民法へ回帰するのだ、というようにな聞こえる。貧しい時代は市民法との断絶を、豊かな時代には接触をという、便宜主義的、御都合主義的な色彩を感じる」ときびしく批判されている。<sup>(4)</sup>

今日、労働法学と民法学とのあいだにおいては、互いに、その法理への関心や考慮もなされながら、法理論構成に向けた努力がなされている。<sup>(5)</sup>とくに安全配慮義務を典型とする付随義務論をはじめとする労働契約に関わる問題分野に関しては、民法学における成果が積極的に取り込まれている。さらに近時は労働団体法分野においても、民法学から多くの示唆や教示を得ている。労働組合については、民法学にいう消費者団体、あるいは消費生活協同組合（生協）との類比が論じられたり、NPO団体（特定非営利活動促進法「一九九八、いわゆるNPO法」）として

のそれとの比較ということともいわれている。<sup>(6)</sup>

しかしその反面今日、そのような類比がいわれるがゆえにかえって、労働法とは何か、労働法学に固有のアイデンティティーはいずれに求めるのかということが問われているのではないか。吾妻は、当時主流であった従属労働論に依拠した労働法学の構築に与することなく、むしろ、そのような議論を批判し、労働法学が抛るべき的な特性として「労働力の集団的コントロール」という独自の理解に見出し、また一方では、隣接・関連する社会科学の各学問分野への興味・関心を示しつつも、あくまでも法学固有の方法論を模索する(=法社会史的研究方法)という、二重の意味での労働=法学の独自性に終生こだわり続けていた。<sup>(7)</sup> 吾妻が労働法の独自性をその集団性に求めるとき同時に、その適用範囲について民法との「分業と協業」にあるとしたことは、労働契約への論及を拒絶することによって、その労働法(学)展開の限界性を露わにしてしまった。しかしあくまでも、労働法学の労働法学たる所以を追求(究)するという、その強靭な意志を持続し続けた学的姿勢は、今を生きる者にとって、もつとも学ばなければならないものなのではなかろうか。

- (1) なお沼田の、法イデオロギー論を基礎とした法解釈方法論が世に喧伝されているほどには、現実には理解されていなかつたのではないかとの問題を投げかけているのが、辻村昌昭「労働法解釈の方法論について——『法超越的批判』と法内的批判』方法への批判論を中心的素材として——」横井・辻村・篠原〔編〕前掲書一五頁以下である。ただし、ここで引用している文章のなかで、沼田が述べている「イデオロギー」とは虚偽性批判に際しいわれるもの=「虚偽意識」とはまた別個の意味を持つものとして用いられており、そこには積極的な意味が込められているようと思われる。
- (2) そこでは、日本の労働者階級が中国をはじめとするアジア諸国の人びとに対する、「戦争加害者集団」でもあつたという視点ないしは側面への関心はほとんどみられない。しかしわが国で、日本人の先の戦争のなかではたした「加害者」として

の側面が意識され、積極的に議論されるようになったのは、一九八〇年代以降であったのではないか。このような点においては、沼田理論の場合も、その歴史的制約ないし限界性をやはり思わざるをえない。最近、吉田裕「戦争責任の現在」<sup>1</sup> 岩波講座アジア太平洋戦争1『なぜ、いまアジア・太平洋戦争か』(岩波書店・二〇〇五)九〇一九二頁は、戦後日本の国民のなかに戦争「被害者意識」が形成されていった背景には、つぎのような事情があつたと指摘している。すなわち冷戦構造が進展するなかで、(一)アメリカによる日本の戦争責任追及よりも、同盟国としての経済復興が重視されるようになつていった。(二)国内要因として、軍部主導で国内戦時体制が強化されていったことから、敗戦が軍部による支配から解放と意識された。(三)インテリ層のなかには、根深い反軍意識があつた。(四)一五年戦争期における兵士たちの死の無惨から、その稚拙な作戦指導と官僚的体質の軍部指導層への強烈な不信感を生み出していく。と。なお戦争が総力戦となつた第一次世界大戦後、直接的な戦場のみならず、戦闘に加わらない、いわゆる銃後の人びとの日常生活にも大きな影響が及び、また空襲等による被害を蒙らざるをえないことや、我が国の戦争責任論がアジアへの視点がほとんどみられないことなど、荒井信一『戦争責任論・現代史からの問い』(岩波現代文庫・二〇〇五)は、小著ながら多くのことを教えてくれる。

(3) 大久保憲章「裁判官による契約への介入」(三)佐賀大学経済論集二九巻1=号(一九九六)一八九頁〔注〕(三)。

(4) 沼田がその原理転換の背景として重視した労働者の「中流意識」の拡大現象は、バブル経済が崩壊してからの「失われた一〇年」ともいわれた、二〇世紀最後の一〇年間に於ける景気低迷のなかで雲散霧消し、今日では「勝ち組」「負け組」という言葉に示される貧富の格差拡大、二極化あるいは生活の不安定化が進行するなかで、むしろ人々のなかにおいては「下流意識」が語られるようになつてている。

(5) たとえば山本敬三、野川 忍「対談／労働契約法制と民法理論」季刊労働法二一〇号(二〇〇五)九四頁以下参照。

(6) 大村敦志「消費者法」(有斐閣・一九九八)参照。なお浜村 彰「合同労組からコミニティ・ユニオンへ」および長峰登記夫「コミニティ・ユニオン運動の二〇年・現状と課題 同〔編〕『組合機能の多様化と可能性』(法政大学出版局・二〇〇三)は、パートタイマーや派遣労働者など非典型労働者を組織対象とする「コミニティ・ユニオン」に労働組合の、新たな可能性を探ろうとしている。

(7) 吾妻最晩年の論考としての「労働法体系への試論」専修法学論集二三号(一九七二)一頁以下においても、吾妻は労働法

体系の樹立を、労使関係の実態のなかの「生きた法」に探るのではなく、労使関係を含む、あらゆる社会生活関係を、もっぱら契約概念を中心に構成する「市民法体系」と、市民法体系ないし法理論が法律外的背景にすぎないとした労使の勢力関係に、なんらかの形で関与するものであるという観点から、両者を対照させることを通じて、実現しようとしていた。そして吾妻は、労働法と呼称されるべき立法の多くが広義の労働行政上の活動に関するものである——吾妻はこれを「労働法体系における行政の圧倒的比重」と呼んでいる——ことに着目して、その具体的な論証を試みたものとして、遺著となつた共著(西川美数・道正邦彦)『労働行政と裁判』(総合労働研究所・一九七七)一七一一九二頁と、同前論文とを併読するように「読者」にもとめていた。